



第3次須坂市地域福祉計画

第4次須坂市地域福祉活動計画

(2021年度～2025年度)

2021年3月

須 坂 市
須坂市社会福祉協議会

「つながり」で創る福祉のまちに

2021年度が初年度の須坂市第六次総合計画では、将来像を『「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂』とし、健康・社会福祉の基本目標を「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」としました。

2017年地域の包括的支援の必要性を背景に、社会福祉法が改正され「地域共生社会」の実現に向け、「地域づくり」や「支援体制の整備」が明確化されました。

当市においても、核家族化や少子化、就労形態の多様化などから、人と人とのつながりが希薄化し、地域や隣同士のつながりや見守りなどの支援が難しくなりつつあります。

また、生活に困難さを抱えている方は、様々な課題を複合的に抱え、さらに課題が重なり合い、解決への困難さが増し、既存の制度や仕組みでだけでは解決が難しく、制度間の連携や団体間の連携、また制度と団体の連携が不可欠になっております。

“つながり”の深化に向け、社会福祉協議会をはじめ、様々な団体の皆さまとの連携はもとより、市民の皆さまと手を携えて、まちづくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、須坂市地域福祉計画策定懇談会委員の皆さま、また、アンケート調査にご協力を賜りました市民の皆さまに心より感謝を申し上げます。

2021年3月

須坂市長 三木正夫



「助けて」と言えるまちづくり



須坂市社会福祉協議会では、「地域住民が主体となって、みんなで支え合う福祉のまちづくり」を進めるために、平成28年に策定した第3次地域福祉活動計画に基づき、市民の皆様をはじめ、民生児童委員、ボランティア、福祉関係団体及び行政と連携、協力し「助け合い起こし」による福祉課題の解決に取り組んでまいりました。

「助けて」と言える地域、誰もが役割と居場所のある地域、そして、誰も置き去りにしない地域を実現していくためには、これまで以上に多くの市民の参加と協働が必要となってまいります。

今後、本計画の基本理念である「みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくり」の実現に向け、「助け合い起こし」を合言葉に地域福祉をさらに推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました須坂市地域福祉計画策定懇談会委員の皆様、市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

2021年3月

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会
会長 永井康彦

目次

第1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ	4
3	福祉分野等の個別計画との関係	4
4	計画の地域的な単位	6
5	計画の期間	8
6	計画の進行管理	8
7	計画の策定体制	8
第2	須坂市の地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1	第2次計画の取り組みについて	9
2	須坂市の現状	11
(1)	人口・世帯の状況	11
(2)	年齢区分別人口	12
(3)	世帯の状況	14
(4)	住民の意識等	15
第3	基本構想	26
1	第3次計画の方向	26
2	基本理念	27
3	基本目標	28
(1)	助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり	28
(2)	みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり	28
(3)	みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり	28
4	計画が目指す地域福祉のイメージ図	29
5	施策体系	30
第4	推進する施策	31
■	基本目標1 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり	31
■	施策1 地域福祉の担い手の育成	31
①	福祉意識の醸成	31
②	地域福祉活動の人材育成	33

■施策2	支えあう地域づくり	34
①	身近な地域でのネットワーク活動の促進	34
②	ボランティア活動・NPO法人の活動の支援	36
③	大学や企業、商店等との連携	37
■施策3	交流の場づくり	39
①	多様な交流の促進	39
②	身近な交流の場の確保	41
■基本目標2	みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり	43
■施策4	情報提供・相談体制の充実	43
①	情報発信の強化	43
②	相談支援体制の充実	45
■施策5	権利擁護の推進	46
①	権利擁護の推進	46
②	成年後見制度の利用促進	47
■施策6	地域包括ケアシステムの深化・推進	48
①	地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり	48
②	関係機関の連携・支援の充実	49
③	生活困窮者等支援の充実	51
■基本目標3	みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり	53
■施策7	緊急時や災害時の対応	53
①	緊急時の支援体制の確立	53
②	災害時の支援体制の確立	54
③	感染症に対する備え	56
■施策8	見守り・防犯対策の推進	57
①	防犯対策の充実	57
②	再犯防止に向けた取り組みの推進	59
■施策9	安心・安全の環境づくり	61
①	バリアフリー化の推進	61
②	ユニバーサルデザインのまちづくり	61
第5	計画の推進体制	63
	資料編	64

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

地域福祉とは「住み慣れた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及びまちの一員として、普通の生活を送ることができるような状態を創っていくこと」です。しかしながら、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化してきており、家庭や地域における連帯感や支えあい・助け合いの力が弱くなっています。

また、地域には、高齢者、障がい者、子育てや介護など、多種多様な悩みや問題が、それぞれの人に固有の生活課題・福祉課題をつくり出しています。そのすべてに、本人や家族だけで、あるいは、公的なサービスだけで対応することは困難であり、生活課題・福祉課題への対応は、自らの力で問題解決を図る「自助」、隣近所等で助け合う「互助」、地域で組織的に支え合う「共助」、公的な支援や福祉サービス「公助」による連携・協働の仕組みができることによって図られるものです。

国においては、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」の実現が提唱され、その実現のための一環として2018年4月に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制の整備に関する条項が新設されました。

市は2006年3月に第1次となる「須坂市地域福祉計画」を策定しました。また、須坂市社会福祉協議会では、2004年12月に「須坂市地域福祉活動計画 助け合い起こし」を策定し、住民主役の「助け合い起こし」で地域福祉の推進を担ってきました。

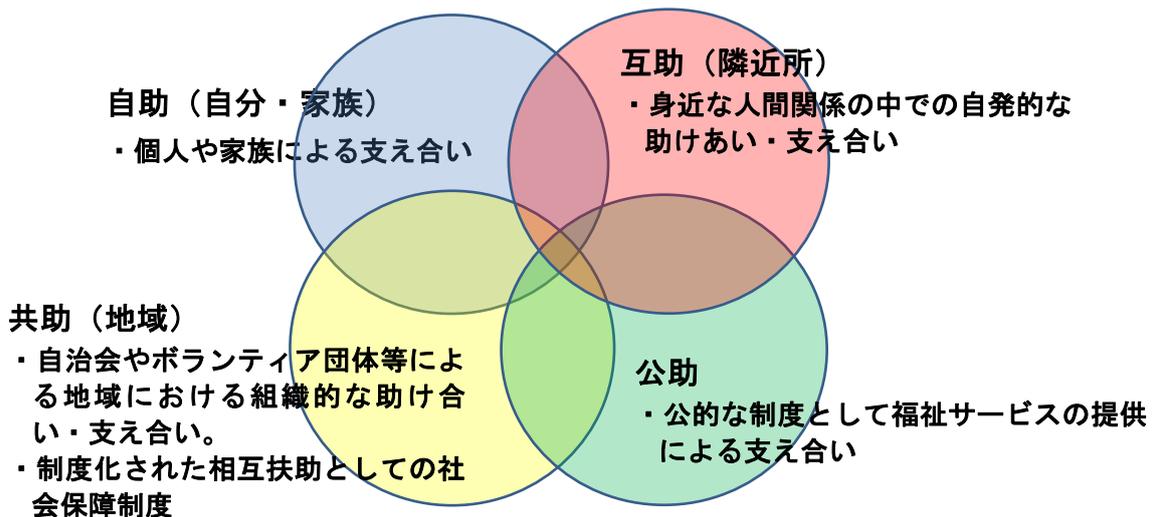
2015年度には、第2次となる須坂市地域福祉計画の策定にあたって、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実現するための住民の自主的、自発的な活動や行動の在り方を定める地域福祉活動計画を一体として策定し地域福祉の推進に取り組んできました。

地域福祉計画は、住み慣れた地域社会において、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、それぞれの圏域の実情に応じた形で行政や保健・福祉の関係機関と地域住民等が一体となって支えあうことにより、様々な地域生活課題を抱える方々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていることができる「地域共生社会」の実現を推進するための計画です。

また、この計画を推進する過程において、地域住民が内発的に自分たちのまちづくりを進めていくという自治意識を喚起し、住民同士が互いに支え合って生活の質を高め合い、「共に生きる」新しい福祉文化の創造を目指すものです。

第3次計画策定にあたっては、地域福祉の新たな概念として国が提唱した「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため、引き続き市と市社会福祉協議会との一体的な計画として「第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」を策定します。

『自助・互助・共助・公助の相関図』



◆社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

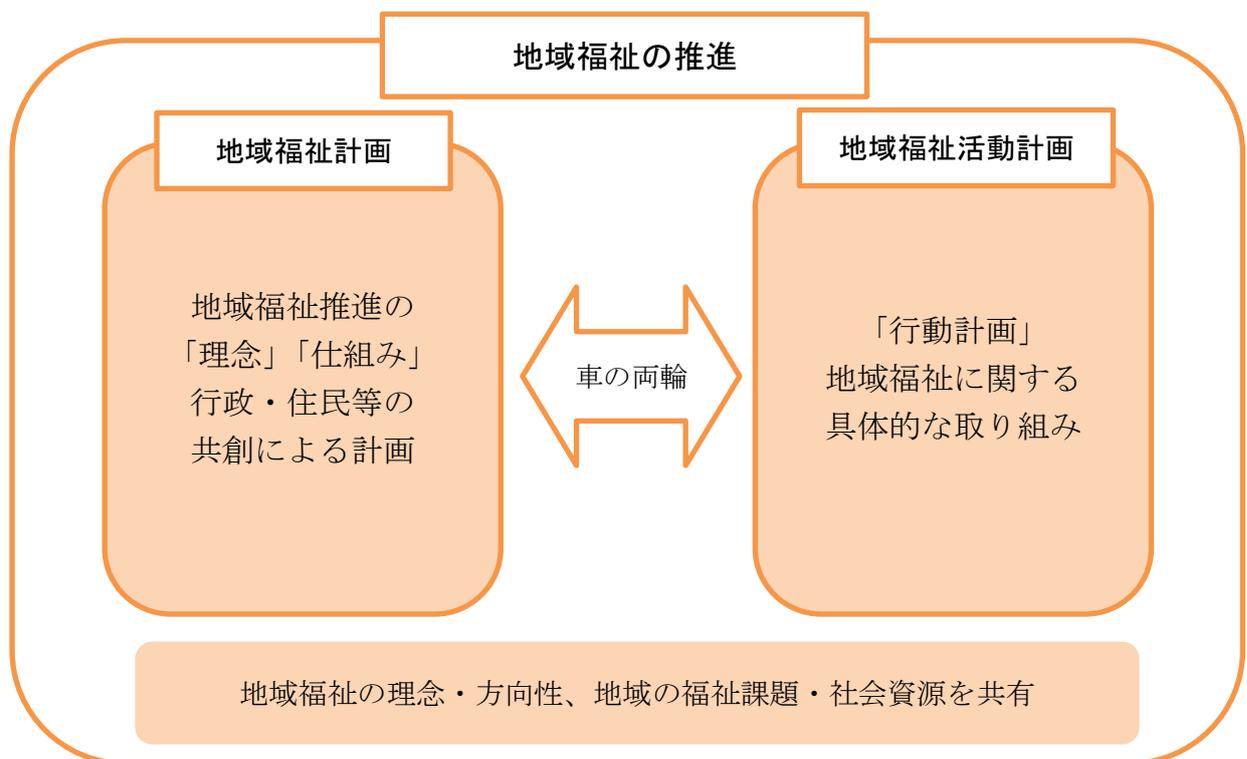
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画です。地域福祉に関する理念と、その具現化のための取り組み方針を規定する地域福祉に関する総合的な計画となるもので、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定めます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が住民や住民組織、民生児童委員、ボランティア団体などの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める計画です。住民主体の活動方針のもと、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めていきます。

第3次となる須坂市地域福祉計画の策定にあたっては、第2次地域福祉計画を引き継ぎ、地域福祉活動計画を一体として策定します。



3 福祉分野等の個別計画との関係

第3次地域福祉計画は、『「豊かさ」と「しあわせ」を感じる共創のまち 須坂』を将来像とする、第六次須坂市総合計画の基本目標の一つに掲げる、「みんなで支えあい健やかに暮らせるまち」を目指し、地域福祉を推進するための理念や仕組みといった基本的な役割を担う計画として、分野ごとに策定された福祉関連計画や福祉以外のさまざまな計画との整合性及び連携を図り、これらを包括的に一体的に捉えることで地域福祉推進の具体的な方向性を示すものとしします。

4 計画の地域的な単位

地域生活課題が多様化、複雑化するなかで、地域福祉を推進し解決に向けて取り組んでいくためには、地域生活課題に応じて、自治会、あるいは学校区単位という住民に身近な地域での取り組みから、市全体での総合的・専門的な取り組みまで、重層的な取り組みが必要となります。

第3次地域福祉計画では、第2次地域福祉計画に引き続き、地域福祉を推進するための地域的な単位を「基本福祉圏」「地域福祉圏」「市域福祉圏」として3層に設定し、「自助」「互助」「共助」「公助」により地域福祉の課題に取り組んでいきます。

■基本福祉圏

須坂市には69の自治会があり、日常生活を営んでいる生活圏を形成しており、この圏域を基本福祉圏とします。

この圏域では、地域福祉推進の基本単位での活動として、地域での日常的な見守りや支え合い活動が活発に行われていくことが必要です。そのため、近所づきあいや自治会活動が一層活発に行われ、各地域で支え合いのネットワーク、助け合い起こし活動の広がりや、困っている人を見逃さない、孤立する人がいないようにするためのセーフティネットのきめ細かな構築を進めます。

■地域福祉圏

基本福祉圏を、地縁的につながりの深い、また地域福祉の担い手でもある民生児童委員の地区協議会や市社会福祉協議会の支部単位でもある12の圏域に分類し、これを地域福祉圏と位置付けます。この圏域では、生涯学習活動と連動しながら、小さな拠点としての福祉サービス機能の強化とともに、既存組織のほかボランティア団体やNPO法人を中心とした組織的な活動が更に活発化するよう支援します。また、基本福祉圏の間の調整機能を担い、この圏域の地域福祉を推進します。(次ページ参照)

■市域福祉圏

市域全体を市域福祉圏とし、総合的な施策の企画や調整を行うとともに、市域全体を対象とした公的機関の相談・支援など、市域全体の地域福祉を推進します。

■須坂市の地域福祉圏の範囲 (地区人口は2020年10月1日現在)

ブロック名	地区名	構成自治会	地区人口
第1ブロック	上部地区 (4町)	穀町・上町・本上町・上中町	1,284人
第2ブロック	東部地区 (5町)	中町・春木町・太子町・新町・常盤町	2,479人
第3ブロック	西部地区 (8町)	横町・東横町・南横町・北横町・立町・馬場町・西町・須坂ハイランド	3,281人
第4ブロック	南部地区 (7町)	坂田町・南原町・北原町・小山町・屋部町・八幡町・境沢町	9,839人
第5ブロック	日滝地区 (4町)	相森町・高橋町・大谷町・本郷町	5,628人
第6ブロック	豊洲地区 (8町)	高畑町・南小河原町・小河原町・新田町・小島町・相之島町・北相之島町・豊島町	3,346人
第7ブロック	旭ヶ丘地区 (4町)	旭ヶ丘町・北旭ヶ丘町・松川町・光ヶ丘ニュータウン	3,699人
第8ブロック	日野地区 (7町)	八重森町・沼目町・塩川町・高梨町・五閑町・村山町・田の神町	6,169人
第9ブロック	井上地区 (7町)	井上町・福島町・中島町・九反田町・幸高町・米持町・二睦町	4,486人
第10ブロック	高甫地区 (6町)	上八町・下八町・野辺町・村石町・明德町・望岳台	3,288人
第11ブロック	仁礼地区 (6町)	仁礼町・亀倉町・夏端町・米子町・塩野町・峰の原高原	4,533人
第12ブロック	豊丘地区 (3町)	大日向町・豊丘町・豊丘上町	1,795人

※統計の取り方の違いにより、11ページの国勢調査の人口と一致していません。

5 計画の期間

この計画は、上位計画である第六次須坂市総合計画前期基本計画との整合性を図るため、2021年度から2025年度までの5年間とします。

なお、他の福祉関連計画とはそれぞれ計画期間が異なることから、これらとの整合性を図りながら推進していくほか、計画期間中に社会情勢等の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行っていきます。

6 計画の進行管理

計画の策定にあたって、庁内の組織として関係各部署の職員と社会福祉協議会職員により「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置して細部にわたり協議してきました。

この計画の進行管理については、この地域福祉計画策定推進作業班において、施策の実施状況や評価等を行います。

7 計画の策定体制

第3次計画の策定にあたっては、「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を設置するとともに、須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱に基づき設置した、学識経験者や各種団体を代表する者で構成される「須坂市地域福祉計画策定懇談会」において内容の検討を行いました。

また、住民の地域福祉に関する意識等を把握するため、2020年度に須坂市地域福祉計画市民意識調査を実施するなどし、住民の福祉ニーズ等の把握を行い、その後素案についてパブリックコメントを実施し、住民意見の反映に努めました。

第2 須坂市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 第2次計画の取り組みについて

市では、2016年に第2次須坂市地域福祉計画を策定し、「地域住民が主体となって、みんなで支えあう福祉のまちづくり」の理念のもと、地域共生社会の実現に向けた施策に取り組んできました。

基本理念	基本目標	基本施策	重点的取組状況と課題
地域住民が主体となって、みんなで支えあう福祉のまちづくり	1 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり	1 地域福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■住民一人ひとりが相互に認め合い、人権を尊重し合い、助け合い起こしが自然にできる地域社会を実現するため、小さい頃から福祉の意識や人権意識が身につくよう、学校や企業、地域で福祉に関する学習会やボランティア養成講座等を実施してきました。今後も様々な機会を通じて学習会の開催、普及啓発をしていくことが必要です。 ■「須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会」を設置し、虐待等の未然防止や早期発見、早期対応を行うため関係機関との連携により虐待防止対策の充実を図りました。しかし、年々虐待の相談や通報件数は、児童、高齢者共に増加しています。
		2 支え合う地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民による見守り活動は、自然災害に備え災害時の要配慮者を対象にした「新・地域見守り安心ネットワーク事業」により全町で組織化し、毎年情報更新をしています。更に実効性を確保するため地域関係者や専門職との連携、防災意識の向上のため地域のつながりづくりが必要です。 ■認知症サポーターや自殺予防対策のゲートキーパー養成を行い、地域の理解者を増やすことができました。今後とも、継続して事業を実施し、理解者を増やしていくことが必要です。
		3 交流の場（集い場）づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■助け合い起こしの地域づくりを進めるため、子どもから高齢者、障がいのある人等多様な交流の場（集い場）づくりを進めてきました。今後は、更に困りごとなど個別課題の解決につながるような仕組みづくりが必要です

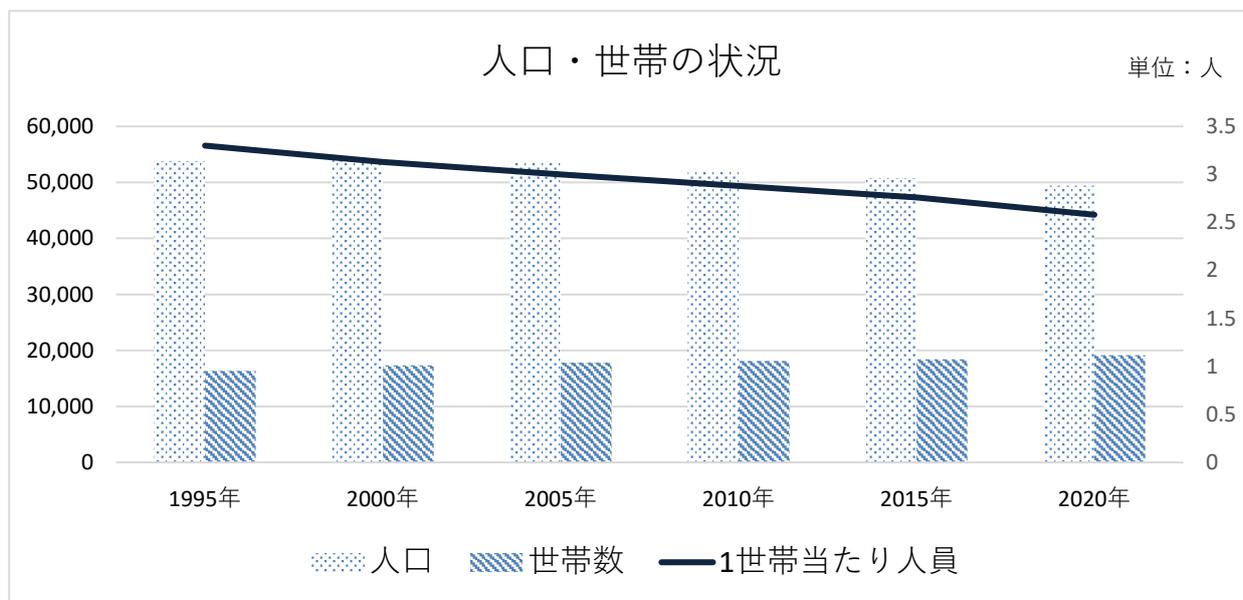
地域住民が主体となって、みんなで支えあう福祉のまちづくり	2 みんなで支えるサービスの仕組みづくり	4 情報提供・相談体制の充実	<p>■誰もが地域社会の一員として自立した暮らしができるようサービスや社会資源に関する情報提供や相談体制を構築してきました。</p> <p>情報提供については、広報誌の発行、SNS やツイッター、声の広報事業など進めてきました。今後も必要な時に必要な情報を入手できるようにわかりやすい表現や情報発信の検討が必要です。</p> <p>■相談体制の充実は、地域の身近な相談先としての民生児童委員との連携や「子育て世代包括支援センター」「生活就労支援センター」など総合的に相談できる体制を構築しました。しかし、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」「複雑化」した相談が増えており、各分野の横断的な対応が必要です。</p>
		5 サービスの質の向上と権利擁護の推進	<p>■権利擁護の推進のための成年後見支援センターの設置は、2021 年度に須高地区で 1 か所設置予定ですが、制度の理解や利用促進の取り組みが必要です。</p>
		6 連携体制の充実	<p>■幅広い課題に対応するとともに、関係機関をつなぐネットワーク構築を進めました。地域住民を含め、保健・医療・介護・福祉等の関係機関が連携し、地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの一層の推進が必要です</p>
	3 みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり	7 都市基盤・生活環境の整備	<p>■ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、公共施設のバリアフリー化や歩道の段差解消や福祉有償運送事業により移動の利便性の確保に努めました。</p>
		8 見守りの推進	<p>■地域や家庭を中心とした子どもの見守り活動や、いじめ・非行の防止活動への関係機関との連携を進めました。</p> <p>■消費者被害の防止に取り組みました。特殊詐欺被害防止対策を関係機関と連携して進める必要があります。</p>
		9 緊急時や災害時の対応	<p>■緊急時・災害時の支援では、「新・地域見守り安心ネットワーク事業」による見守り・避難支援を行うとともに、福祉避難所として 10 施設と協定を結びました。</p> <p>地域や家庭を中心に、日常の見守りや声かけなどを行っていますが、更に自発的に助け合う関係づくりが必要です。</p>

2 須坂市の現状

(1) 人口・世帯の状況

市の総人口は国勢調査によると、2000年にピークを迎え、以後は減少局面に入りました。

人口の減少に対して世帯数は増加傾向にあり、1世帯における人員は年々減少し核家族化が進んでいます。



		人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員(人)
須坂市	1995年	53,842	16,336	3.30
	2000年	54,207	17,323	3.13
	2005年	53,668	17,863	3.00
	2010年	52,168	18,106	2.88
	2015年	50,725	18,406	2.76
	2020年	49,445	19,163	2.58
長野県	2020年	2,034,971	833,737	2.44

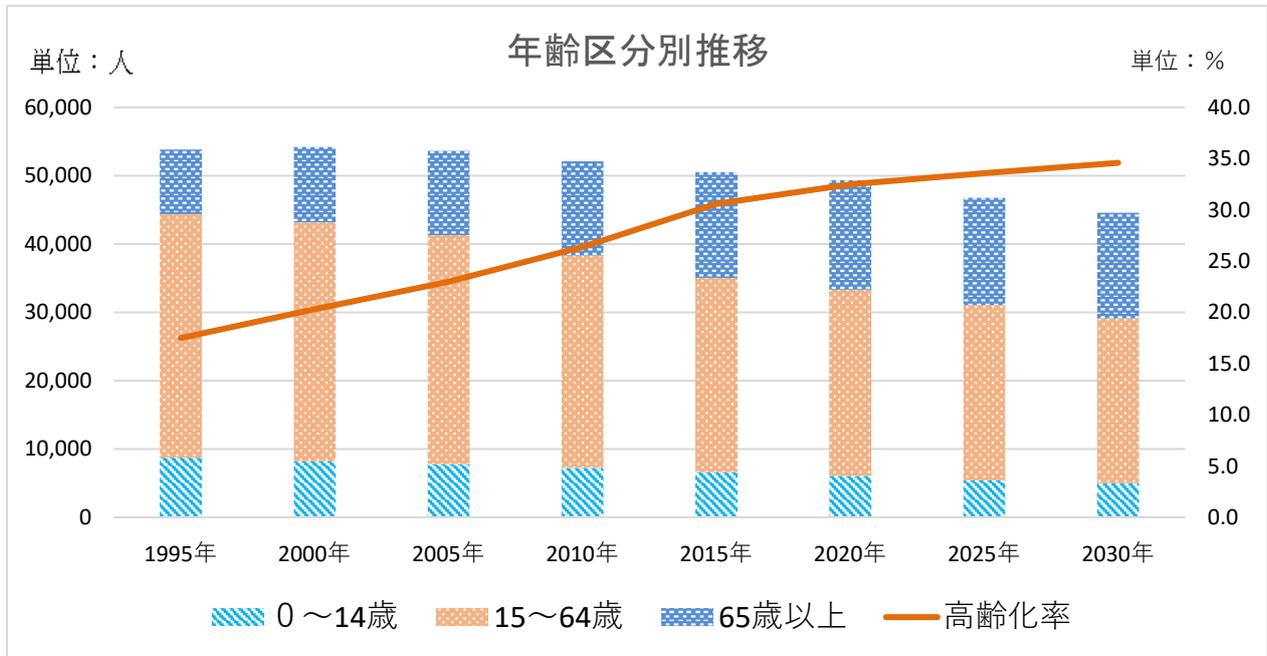
資料：国勢調査

2020年の数値は長野県毎月人口異動調査

(2) 年齢区分別人口

人口を年齢区分別にみると、14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は共に減少しているのに対し、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

推計では、老年人口の占める割合は2030年には総人口44,571人に対し15,433人となり、34.6%を占める見通しです。



		総人口 (人)	0～14歳(人)	15～64歳(人)	65歳以上(人)
須坂市	1995年	53,842 (100%)	8,748 (16.2%)	35,658 (66.2%)	9,435 (17.5%)
	2000年	54,207 (100%)	8,209 (15.1%)	34,988 (64.6%)	11,007 (20.3%)
	2005年	53,668 (100%)	7,798 (14.5%)	33,509 (62.4%)	12,361 (23.0%)
	2010年	52,168 (100%)	7,248 (13.9%)	31,099 (59.6%)	13,752 (26.4%)
	2015年	50,725 (100%)	6,622 (13.1%)	28,654 (56.6%)	15,369 (30.3%)
	2020年	49,445 (100%)	6,049 (12.3%)	27,271 (55.2%)	16,045 (32.5%)
	2025年	46,789 (100%)	5,421 (11.6%)	25,637 (54.8%)	15,732 (33.6%)
	2030年	44,571 (100%)	4,983 (11.2%)	24,154 (54.2%)	15,433 (34.6%)

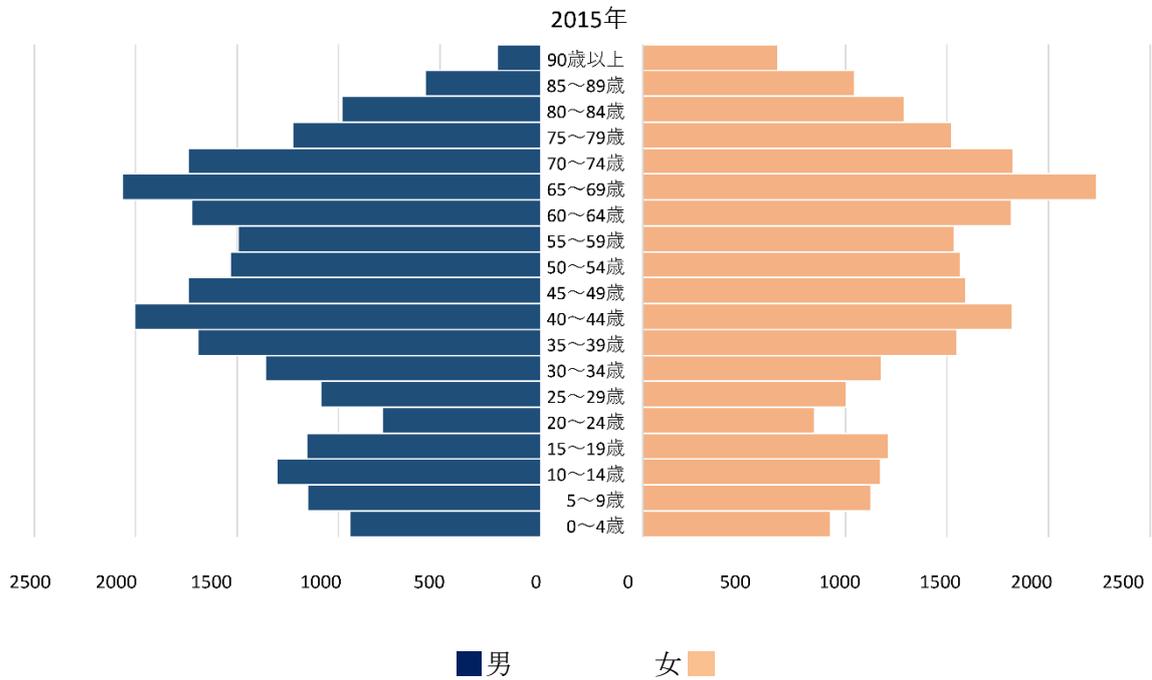
※年齢不詳の人がいるため、年齢区分別人口の合計と総人口が一致していません。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

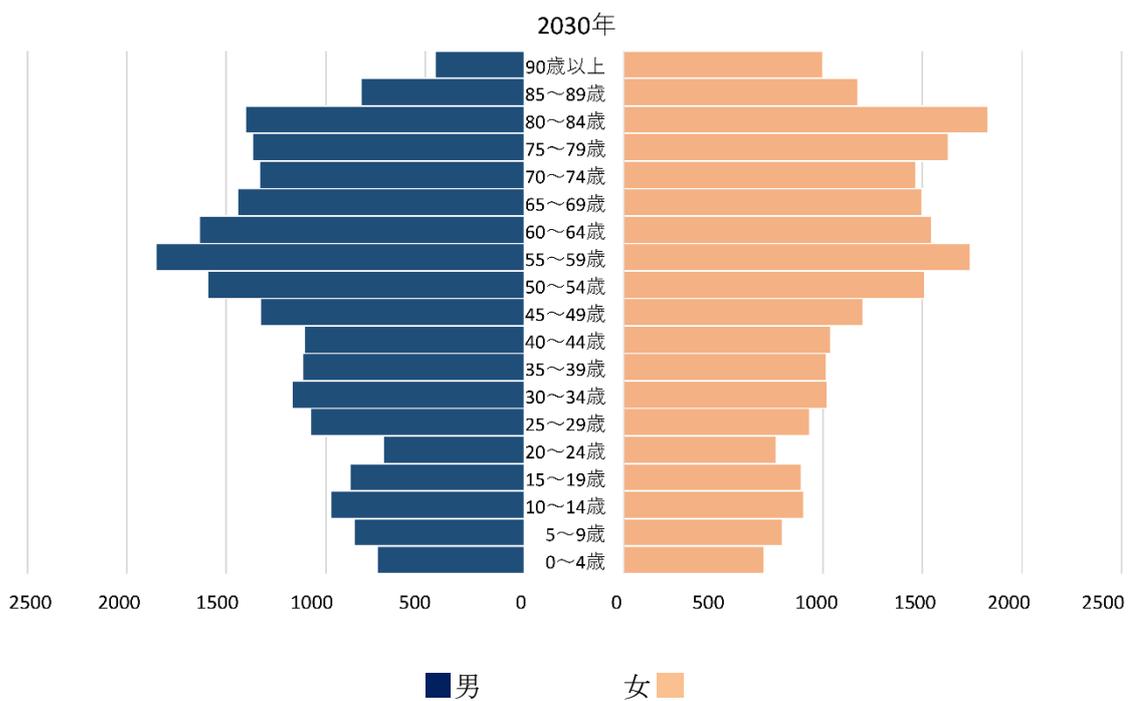
2020年の数値は長野県毎月人口異動

須坂市の人口ピラミッド (2015年と2030年の比較)

単位：人



単位：人



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

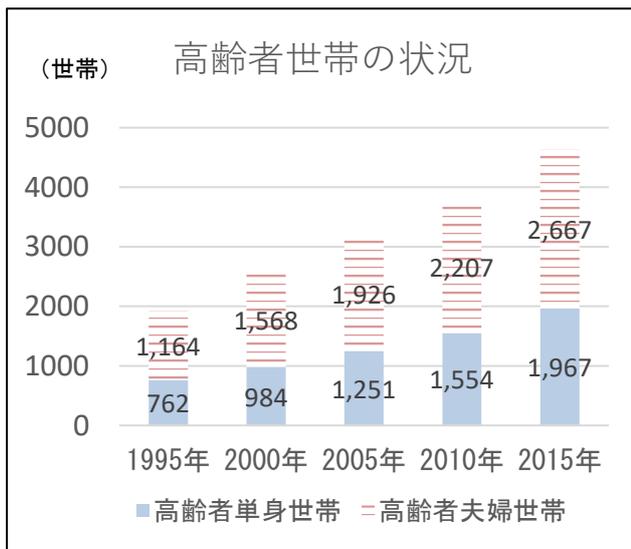
(3) 世帯の状況

① 高齢者世帯・ひとり親家庭

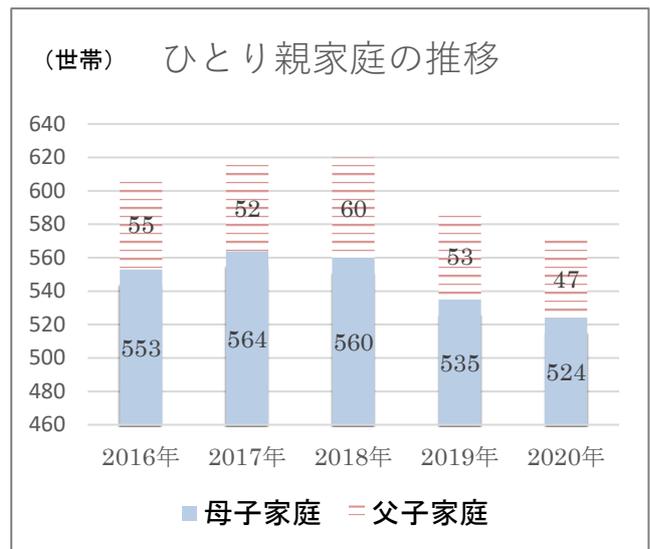
高齢者単身世帯並びに高齢者夫婦世帯の状況をみると、年々増加傾向にあります。特に高齢者単身世帯を1995年と2015年で比較すると2.58倍の増加となっています。

また、人口ピラミットで年代別の比較をみると老年人口を支える生産年齢人口が減少しています。

ひとり親家庭は少子化の影響もあって減少しています。



資料：国勢調査



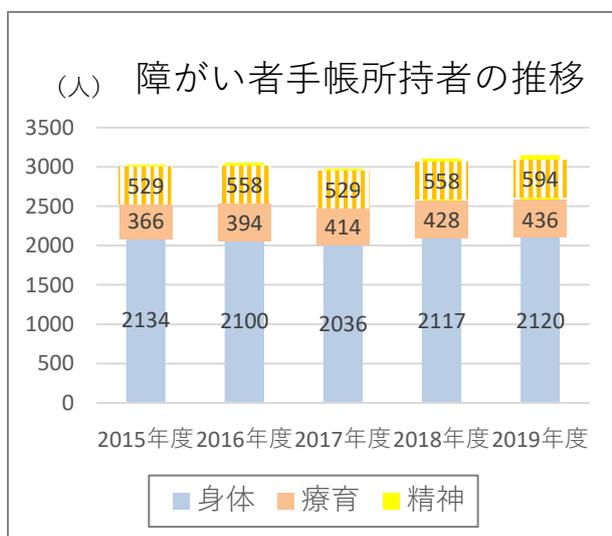
資料：長野県母子家庭・父子家庭調査

② 障がい者の状況

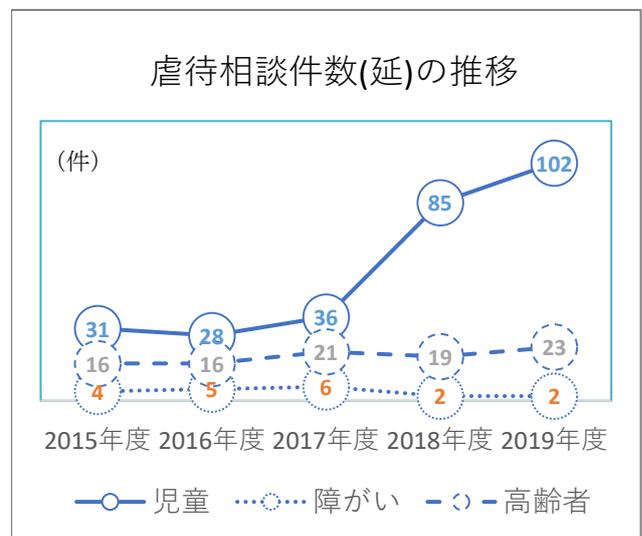
精神障がいの手帳所持者は増加傾向にあります。

③ 虐待の相談状況

児童虐待相談件数の推移をみると児童において増加しています。



資料：福祉課



資料：須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会

(4) 住民の意識等

須坂市では、第3次地域福祉計画の策定にあたり必要となる、福祉ニーズ等の把握や施策の評価等の基礎資料とするため、住民2,000人を対象とした意識調査を実施しました。調査は須坂市に住所のある18歳以上の住民を無作為に抽出し、アンケートを郵送し、1,123人の住民から回答をいただきました。(回収率56.2%)

① 地域の状況について

多くの住民が自分たちの住んでいる地域に愛着を持って暮らしています。住民同士の交流や地域コミュニティに対する関心度についてみるとおよそ半数の方がコミュニティに関心があると答えており、地域の役員など経験する年代で高くなっています。若い年代は、仕事や育児などで行事等に参加できないことがうかがえます。

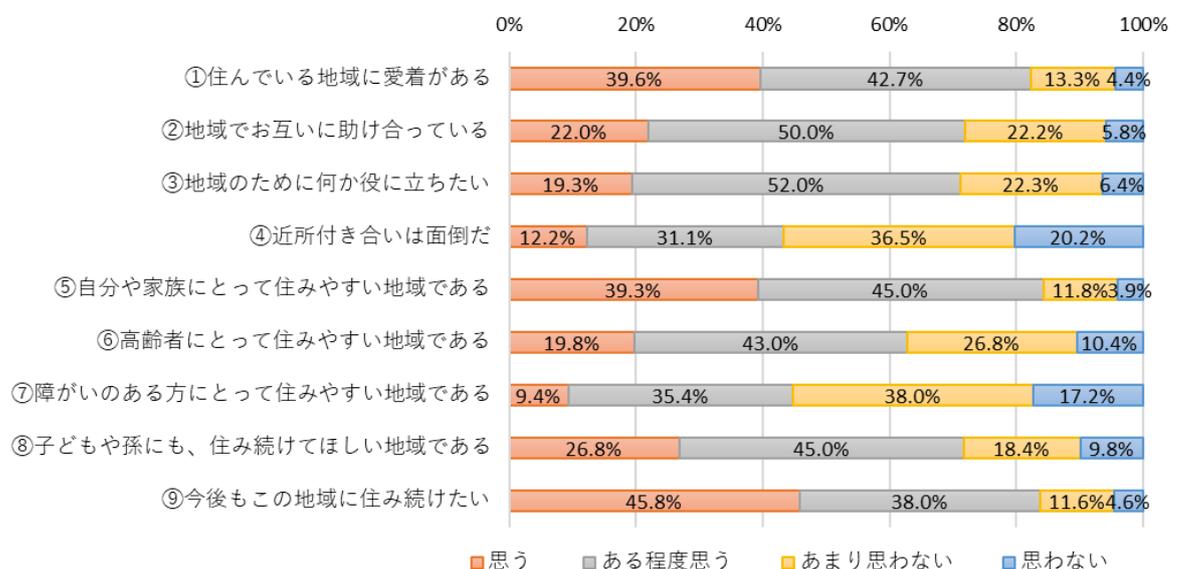
ボランティア活動については、参加している人は少ないとの結果が出ています。しかしながら、どんなボランティアに参加したいですかとの問いでは、「地域(自治会・町内会)の行事の手伝い」「災害時の救援などに関する活動」が高くなっており、地域に愛着を持つとともに、地域の絆を保ち、助け合い起こしのできる地域にするための仕組みづくりが重要となります。

1) 地域への思い

「①住んでいる地域に愛着がある」「⑤自分や家族にとって住みやすい地域である」、「⑨今後もこの地域に住み続けたい」は、「思う、ある程度思う」が8割を超えています。一方「④近所づき合いは面倒だ」と回答している人も4割を超えています。「⑦障がいのある方にとって住みやすい地域である」は5割を下回っています。

また、住んでいる地域に愛着があると思う割合を前回調査と比較すると10%高くなっています。(前回「とても愛着がある・ある程度ある」72.0%)

地域への思いについて

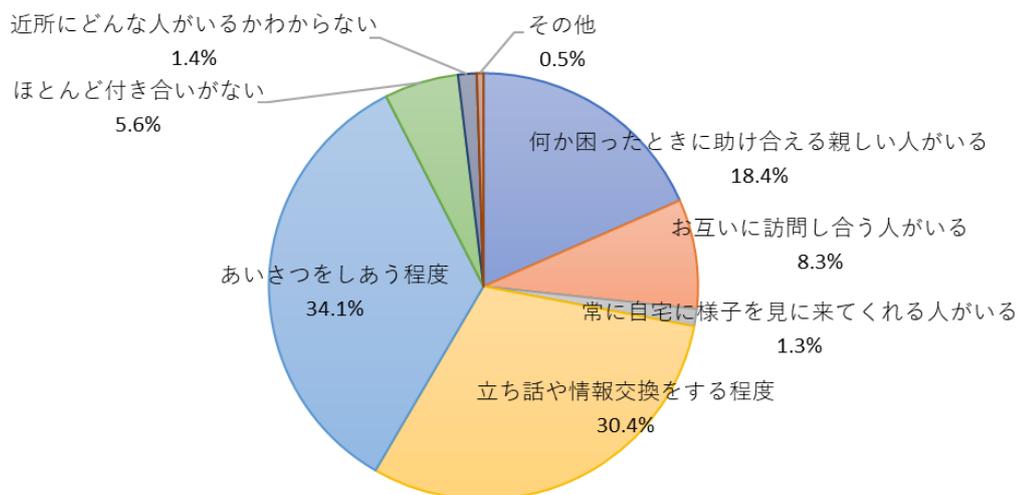


2) 隣近所とのお付き合い

「あいさつをしあう程度」34.1%が最も多く、次いで「立ち話や情報交換をする程度」30.4%、「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」18.4%の順になっています。

前回のアンケートと比較すると、「何か困ったときに助け合える親しい人がいる」「お互いに訪問し合う人がいる」「立ち話や情報交換をする程度」の割合が増えています。

隣近所との付き合いについて



3) 住民同士の交流や地域コミュニティについての関心度

「関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人は53.6%と半数を超えています。また、「あまり関心がない」「ほとんど、あるいはまったく関心がない」の回答も46.4%と多い結果となっています。

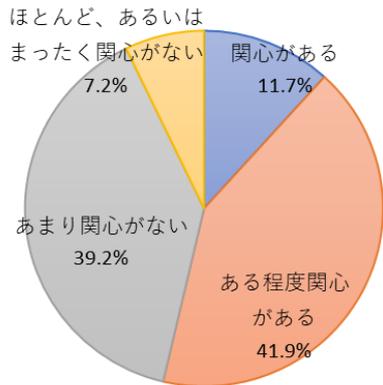
また、年代別の関心度では、50歳以上の年代で多くなっています。

4) 地域での活動

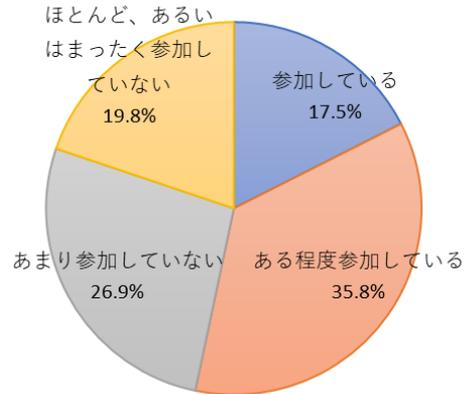
市や区の行事や活動への参加では、「参加している」「ある程度参加している」と回答した人は53.2%と半数を超えているが、「あまり参加していない」「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の回答も46.7%となっています。

参加する理由としては、「地域に住む者の義務だから」「市や区等の役員になっているから」、「行事や活動の内容に興味や関心があるから」が多く、参加しない理由としては、「行事や活動の内容に興味がなく、参加したいと思わないから」「仕事や家事・介護・育児などが忙しいから」となっています。

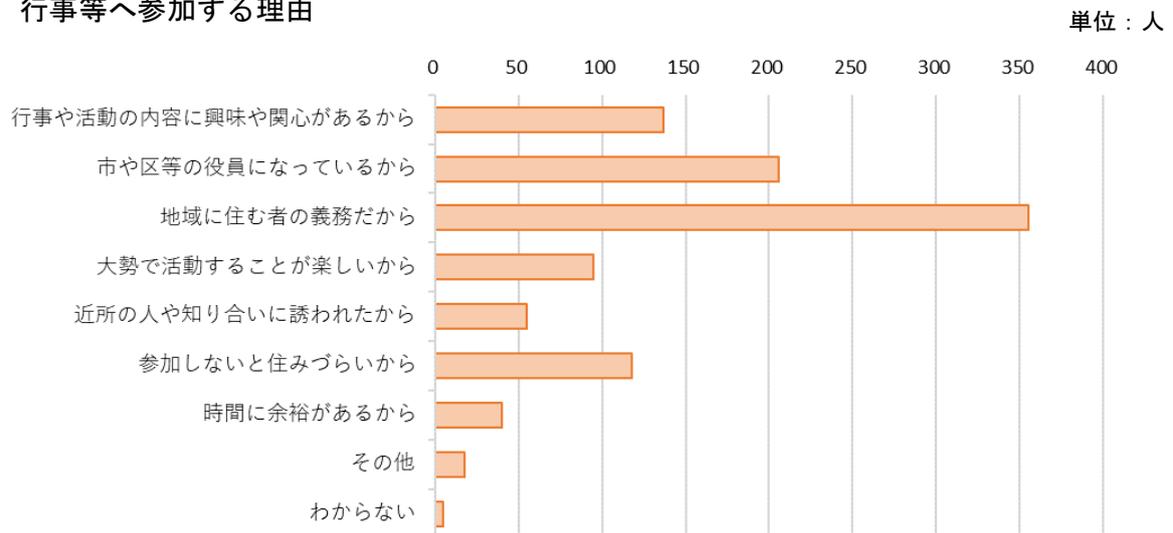
住民同士の交流や地域コミュニティ についての関心度



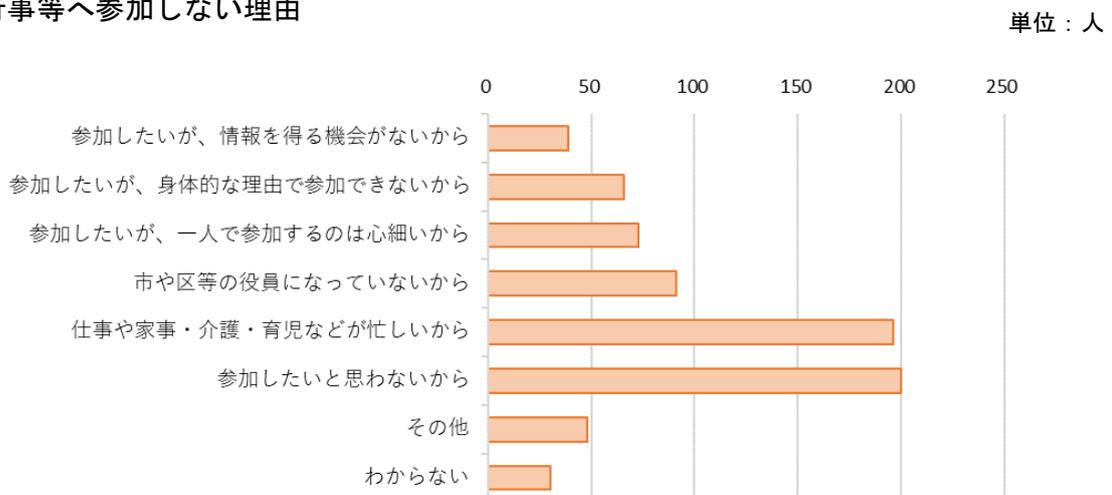
地域での活動（行事等への参加度）



行事等へ参加する理由



行事等へ参加しない理由



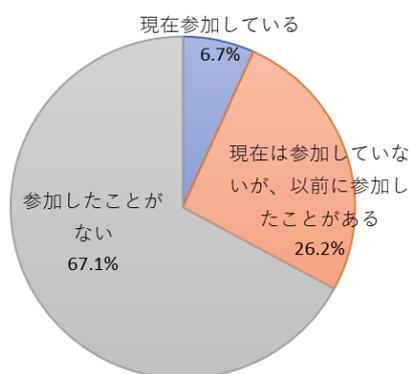
5) ボランティア活動への参加

「参加したことがない」が67.1%が最も多く、次いで「現在は参加していないが、以前に参加したことがある」が26.2%となっており、「現在参加している」は、全体の6.7%にとどまっています。

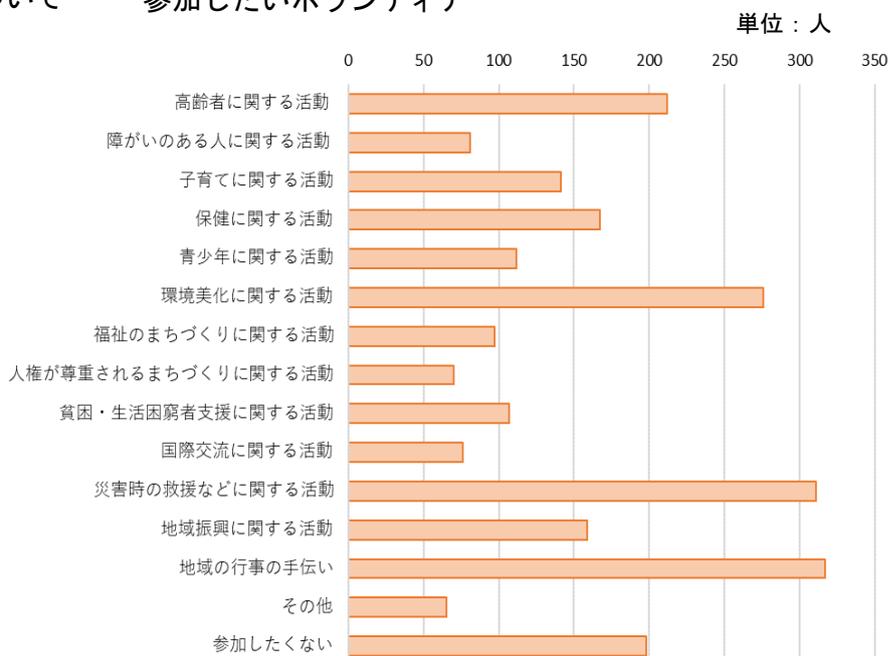
参加したいボランティアは、

「地域（自治会・町内会）の行事の手伝い」「災害時の救援などに関する活動」「環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動等）」「高齢者に関する活動」等があげられ、60歳代、70歳代は「地域（自治会・町内会）の行事の手伝い」が多く、10歳代～50歳代は「災害時の救援などに関する活動」が多い回答となっています。

ボランティア活動への参加について



参加したいボランティア



② 地域福祉について

困りごとがあったら自分から「助けて」と言える人は半数いますが、言えない方は「迷惑をかけたくない」「親しい人がいない」「家の事情を知られたくない」という理由が多くあり「困ったときに支援してほしいこと」と「支援できること」については、「災害時の避難誘導」「日常の見守りやゴミ出しなどの簡単な手伝い」など受け手と支え手の内容が一致しています。

しかし、全町にできている災害時の地域での支えあい組織「新・地域見守り安心ネットワーク事業」については、「知らない」という方が6割で、地域の取り組みを知らせていくことが求められています。

地域で安心して暮らしていくためには、生活していく上での困りごとを相談できる地域、助けてといえる地域をつくるのが大切です。地域で生活課題に気づき、関心をもって住民相互に支援する力や生活課題を解決する力を高めていく取り組みが必要です。

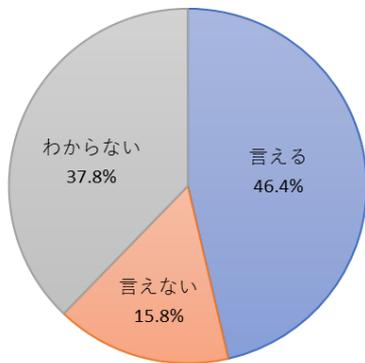
1) 困ったとき他人に「助けて」と言えるか

46.4%の人が「言える」と答えたが、「わからない」「言えない」と答えた人も53.6%いました。

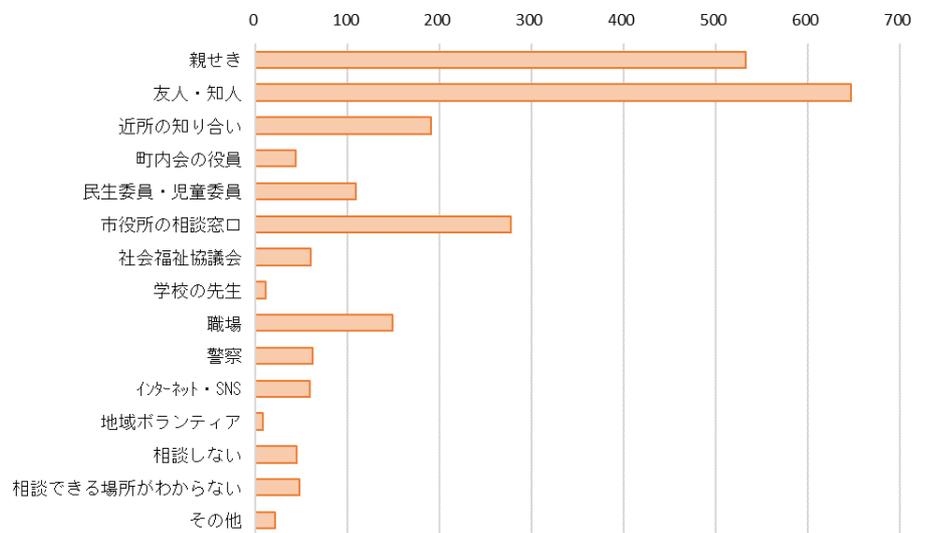
2) 暮らしの困りごとを、家族以外で誰に相談するか

「知人・友人」647人が最も多く、次いで「親せき」533人、「市役所の相談窓口」278人でした。「相談場所がわからない」という人も48人います。

困ったとき他人に「助けて」と言えるか



暮らしの困りごとの相談先



単位：人

3) 隣近所の人に支援してもらいたいこと、

「災害時など非常時の避難誘導」が最も多く、次いで「日常の見守りや相談にのってもらう」「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」「買い物などの手伝い」の順になっています。

4) 自分が支援できること

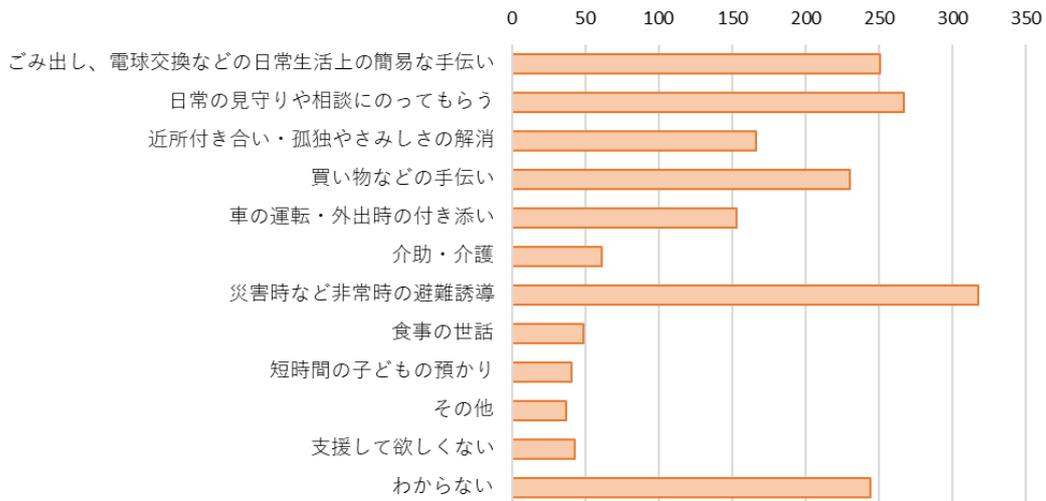
「ごみ出し、電球交換などの日常生活上の簡易な手伝い」が最も多く、次いで「日常の見守りや相談にのる」「買い物などの手伝い」の順になっています。

5) 災害時に地域で支えあうために必要なこと

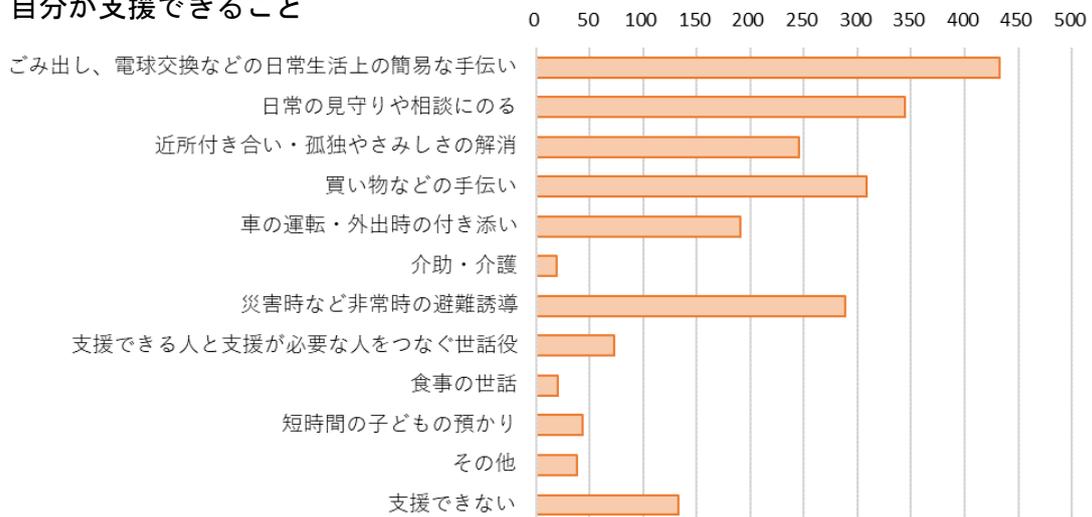
「日頃からの近所の交流」が最も多く、次いで「地域の災害時要援護者などを記載した名簿や地図」「自主防災組織」の順になっています。

隣近所の人に支援してもらいたいこと

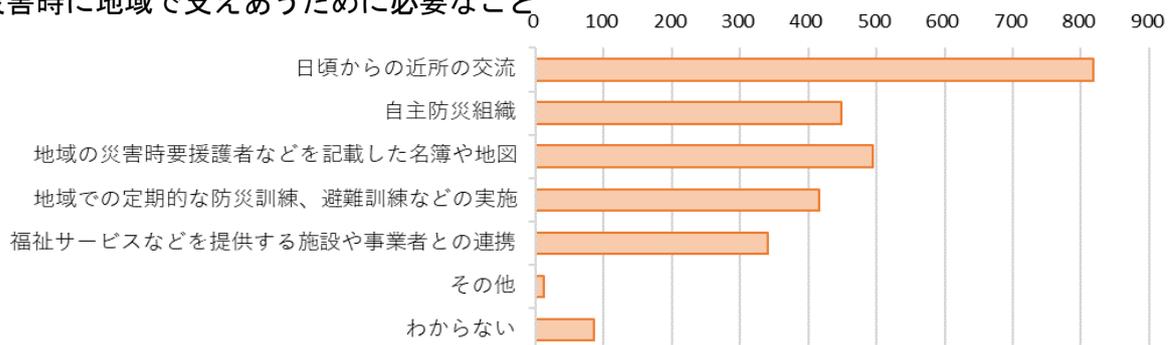
単位：人



自分が支援できること



災害時に地域で支えあうために必要なこと



③ 福祉サービスについて

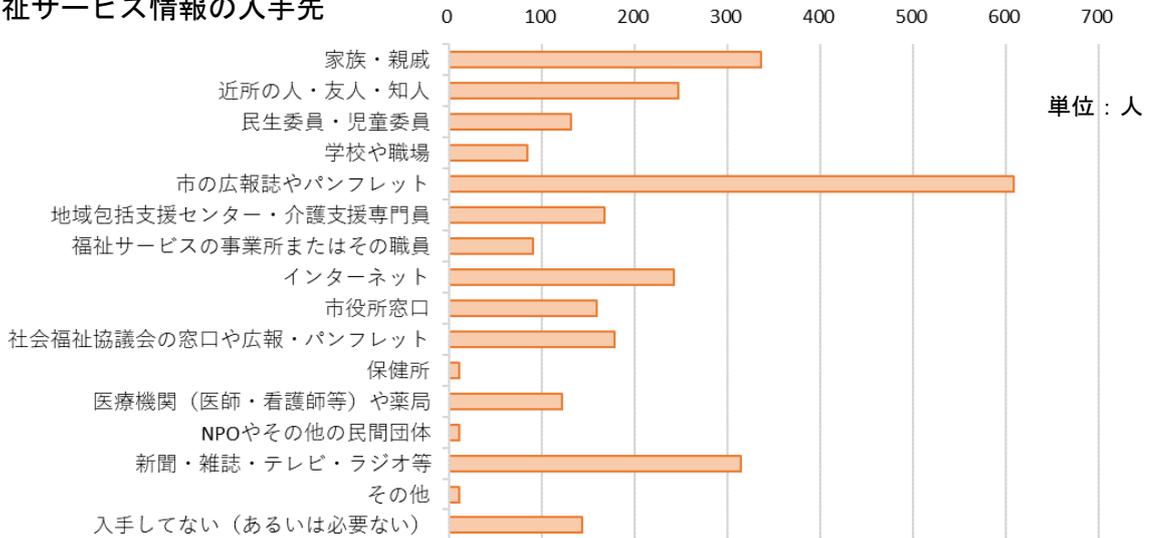
自身または家族に福祉サービスを利用する該当者がいる方のうち、7割以上の方が住みやすい地域であると答えています。しかし、障がいのある方では、住みやすさについては低くなっており、今後、福祉サービスの充実と併せて障がいの理解や成年後見制度、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及が必要です。

子育てについて何が必要かという問いでは、「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場」と答えた方が500人を超えています。

1) 福祉サービス情報の入手先

「市の広報誌やパンフレット」が最も多く、次いで「家族・親戚」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等」の順になっています。

福祉サービス情報の入手先



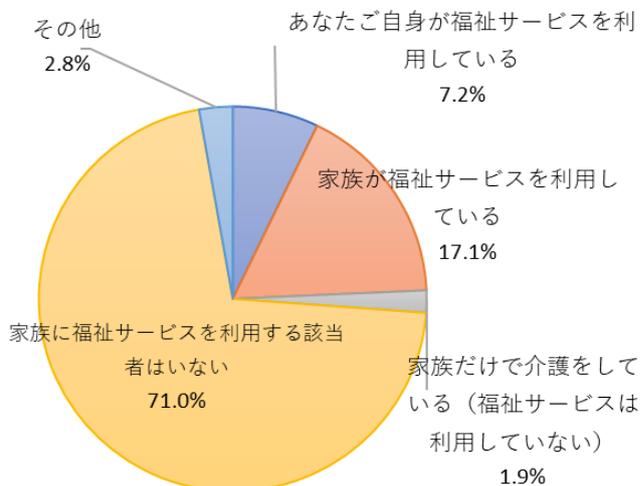
2) 福祉サービスの利用について

「家族に福祉サービスを利用する該当者はいない」が71.0%で最も多く、次いで「家族が福祉サービスを利用している」17.1%。「あなたご自身が福祉サービスを利用している」7.2%の順になっています。

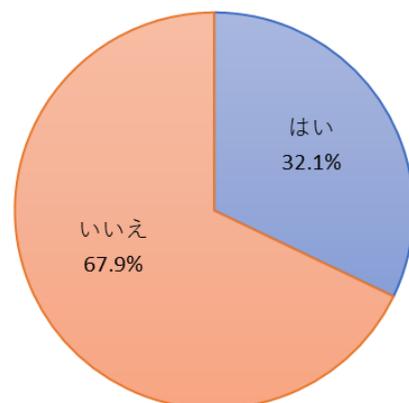
3) ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマーク・ヘルプカードについて「知らない」が67.9%でした。知った手段では「テレビや新聞等のマスコミ」「SNS やインターネット」「市役所など公共機関から」の順になっています。

福祉サービスの利用について



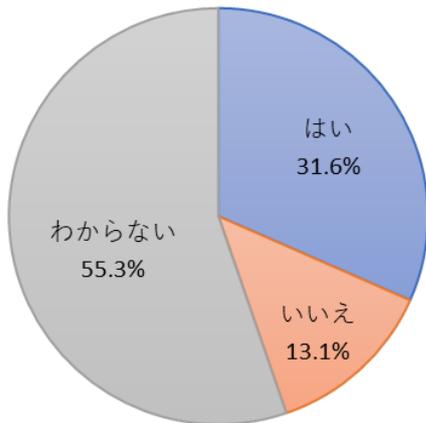
ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか



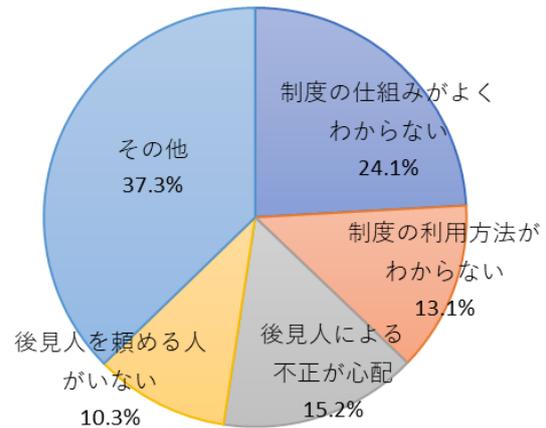
4) 成年後見制度について

成年後見制度について「知っている」が54.4%、「知らない」が45.6%でした。成年後見制度の利用については、55.3%の方が「わからない」と答えており、利用しない理由では、「その他」以外では「制度の仕組みがよくわからない」「後見人の不正が心配」という理由が多くなっています。

成年後見制度を利用したいと意思ですか



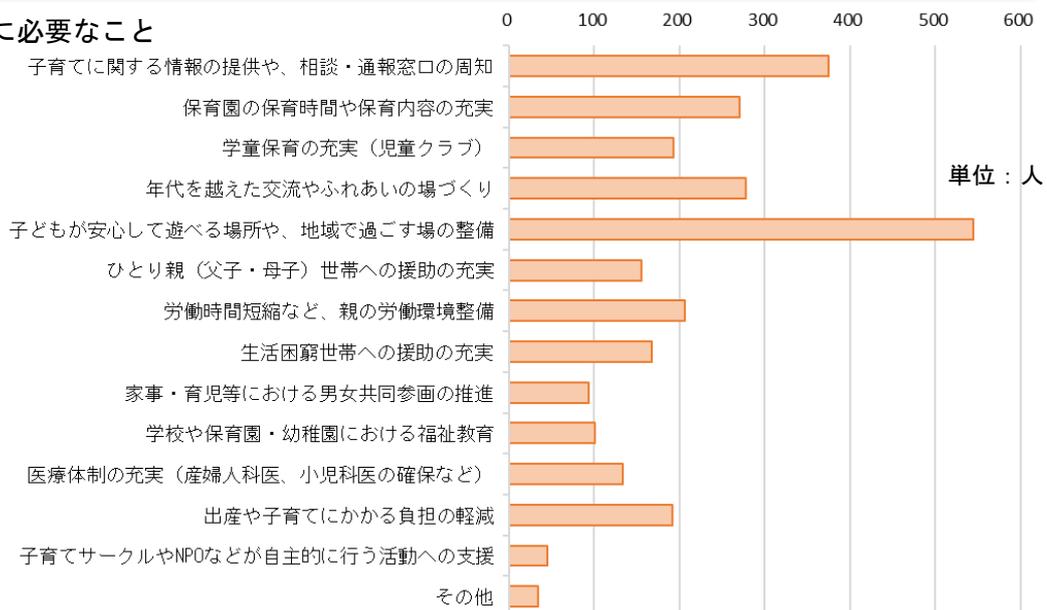
成年後見制度を利用しない理由



5) 子育てについて

子育てについて何が必要かについては、「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」が最も多く、次いで「子育てに関する情報の提供や、相談・通報窓口の周知」「年代を越えた交流やふれあいの場づくり」「保育園の保育時間や保育内容の充実」の順になっています。子育てのために地域で取り組むことについては、「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場づくり」が最も多く、次いで「地域の子どもへの声かけや見守り体制づくり」「町内会などの活動や地域の伝統行事に子どもたちを参加させる」の順になっています。

子育てに必要なこと



④ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役として活動内容についても知られていますが、若い年代を中心に地域を担当している民生委員を知らない方が多くなっています。

須坂市社会福祉協議会に期待する活動としては、地域の中での「ふれ合い」や「助け合い」が多い状況から、更に社会福祉協議会が進めている助け合い起こし活動を推進するため、住民への情報提供や活動の見える化を進める必要があります。

1) 民生委員・児童委員について

自分の地区の民生委員・児童委員を知っているかについては、「知っている」が50.7%で、前回調査と比較して10.6%増加しており、60歳以上で「知っている」が多くなっています。

民生委員・児童委員の活動として知っていることは、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が最も多く、次いで「日常生活の悩みや心配ごとの相談」「福祉に関する情報提供」の順になっています。

2) 須坂市社会福祉協議会について

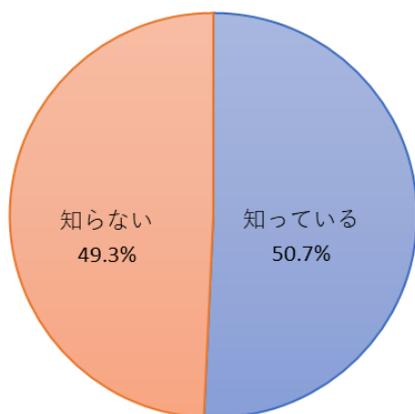
「名前も活動の内容も知っている」は28.9%で、前回調査より7.3%増加しています。「名前は知っているが、活動の内容はよく知らない」が57.9%であり、名前は9割弱の方が知っており、年齢が上がるにしたがい知っている割合が増えています。

また、期待する活動については、「訪問介護等の介護保険サービス・自立支援サービスの充実」が最も多く、次いで「地域でのふれあいや助け合いの仕組みづくりの充実」「福祉に関する相談の受付」の順となっています。

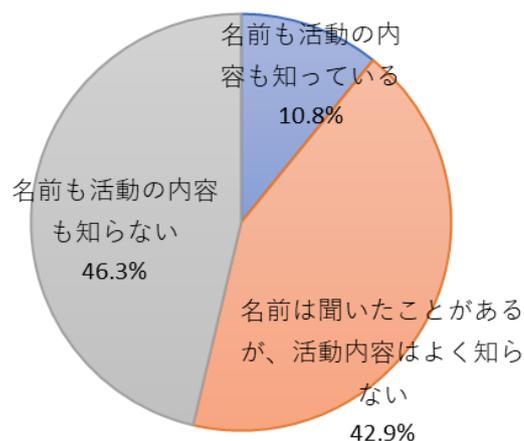
3) 須坂市社会福祉協議会が行う「助け合い起こし活動」について

「名前も活動の内容も知っている」は10.8%、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」は42.9%で、半数を超える方が「助け合い起こし」という言葉を聞いたことがあり、年齢が上がるに従い知っている割合が増えています。

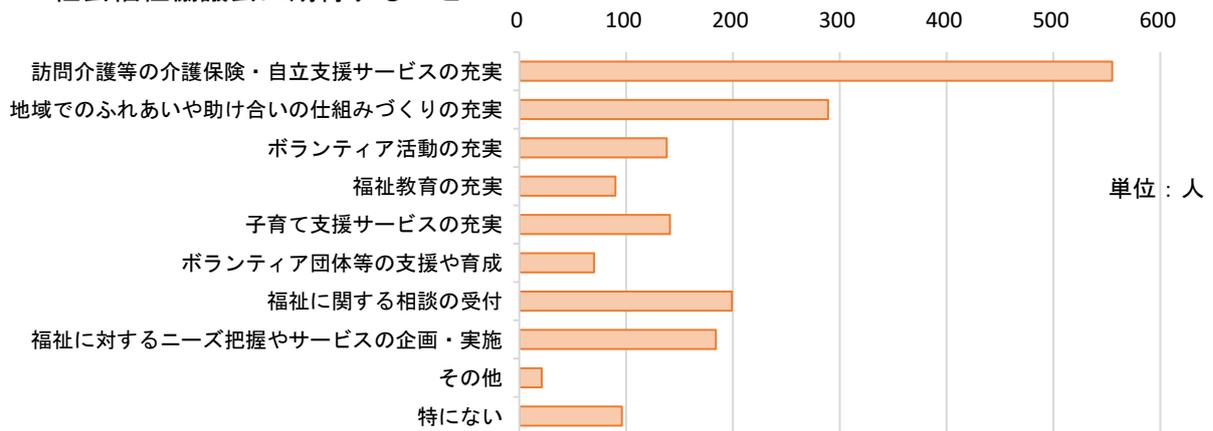
民生委員・児童委員について



助け合い起こし活動について



社会福祉協議会に期待すること



⑤ 今後の地域のありかたについて

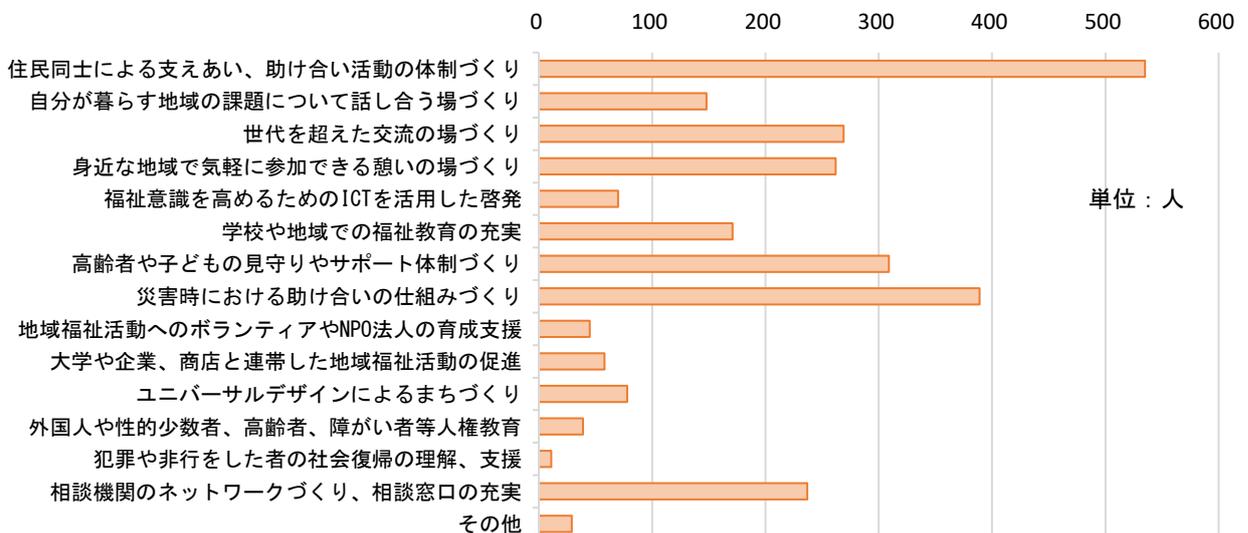
近年の全国的に発生している甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域の支え合いや災害時の助け合いが重要という意識が高まっています。また、核家族化の進行やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加に伴い、日常の見守りや世代間交流、相談窓口の充実などが求められています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政や福祉関係団体が行っている福祉サービスだけでなく、住民が主体的に地域福祉活動に参加することが大切です。そのために、自分の暮らす地域課題についても考え、話し合う仕組みづくりが必要です。

1) 暮らしやすい地域にするために重要なこと

「住民同士による支え合い、助け合い活動の体制づくり」が最も多く、次いで「災害時における助け合いの仕組みづくり」「高齢者や子どもの見守りやサポート体制づくり」の順になっています。

また、20歳代～30歳代は「災害時における助け合いの仕組みづくり」、10歳代、40歳代以上は「住民同士による支え合い、助け合い活動の体制づくり」が多い。

暮らしやすい地域にするために重要なこと



須坂市の地域福祉の最前線で活動している民生委員・児童委員へアンケートを実施し、回答を得ました。(2020年10月実施)

1 活動を通じて感じる地域課題

(1) 高齢者等に関すること

- ① 老々介護の世帯や身寄りの方が近くにいない独居の方などの孤独と不安に寄り添う支援が必要である。
- ② 支援が必要な方が孤立しないように日頃の声かけや見守り支援が必要である。
- ③ 高齢者から困りごとの相談を受けても既存の福祉サービスで支援できない場合がある。
- ④ 一人暮らし高齢者や身体障がい者の買い物や電球の交換、転倒時の対応等の日常的支援等ちょっとした手助けをしてくれる地域の人が必要である。
- ⑤ 男性も気軽に集える場所づくりには何が必要か考える必要がある。
- ⑥ 障がいや介護認定を受けていない高齢者や運転免許証を返納した高齢者の病院への移動手段の相談を受けることが多くなっている。
- ⑦ 社会の一線をリタイヤした高齢者が手軽に地域貢献できるような仕組み作りが必要と思う。

(2) 防災

- ① 新・地域見守り安心ネットワークはあるが、各区で定期的な学習とネットワーク組織表を活用した避難訓練等が必要である。

(3) その他

- ① 引きこもりや不登校といった問題が顕在化するときは、家庭内での対処が難しくなった時と考えられる。そのために早期に相談・支援できるよう地域でも考える必要がある。
- ② 自分の地域内でも子どもの虐待やいじめの問題について心配されるケースもある。全国的にも増加しているため、誰もが関心を持つ必要がある。
- ③ 民生児童委員として、若い世代の現状をもっと理解するために、若者の今をもっともっと知らなければいけないと思う。

2 将来、暮らしやすい地域にするために重要だと思うこと

- ① 平常時から住民同士で支え合い、助け合える地域を作ること。
- ② 自分の地域にどんな問題や課題があるのか、話し合う場を作る事が大切かと思う。
- ③ 一人ひとりが自分は何ができるのか考える場や実行できる場があると良いと思う。
- ④ 世代を超えた交流の場が大切。特に小学生と70～80歳代の方々との交流の場作り。核家族化がすすんでいるため、親子よりも世代が離れた人が何を考えているかを知ることが出来る。
- ⑤ 生活弱者世帯の隣近所の支援。
- ⑥ 子どもの見守り

第3 基本構想

1 第3次計画の方向

地域福祉は、従来のような高齢者・障がい者・子ども等の分野別に対象者を捉えるのではなく、すべての住民が個人として尊厳をもって、家庭や地域の中でその人らしく安心して幸せな生活が送れるようにしていくことが必要となります。

そのため、第3次となる本計画においては、第2次の須坂市地域福祉計画の基本的な考え方を継承しながら、次の5つを基本的な考え方として、須坂市の福祉を展開し地域共生社会の実現を目指します。

(1) 個人が尊重され多様性を認め合う地域づくり

住民主体の地域づくりを進めることで、個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくっていきます。

地域において社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが持つ役割を活かし、お互いに支えあっていくためには、個人の課題を解決する中で他人事ではなく我が事としてとらえることのできる地域づくりに取り組みます。

(2) 生活課題の解決への住民等の積極的参加

地域福祉における住民参加は、お互いの支え合いのための「担い手」ということのほか、福祉サービスの提供システムをいかに自主的につくり、実行し評価し、更につくり出していくかということに意義があります。

日常生活で様々な困りごとや心配ごと等の問題を抱える人が増え、その問題も複雑・多様化していく中で、これらの生活課題を解決するために、住民一人ひとりが地域社会を支える一員としての役割を担い、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生・児童委員、行政など多様な地域の構成員がそれぞれに活動するだけでなく、自らの地域の福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加し、協働で支え合うことのできる社会をつくっていきます。

(3) 重層的なセーフティーネットの構築

抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につながるために住民等による見守りや支え合いの地域福祉活動、企業や商店等との連携などにより、必要な時に必要な支援ができる環境整備に取り組みます。

(4) 利用者主体のサービスの実現

福祉サービスの利用者の意向を十分に尊重し、総合的なサービスが提供される社会をつくります。

また、サービスの評価にあたっては、情報公開や事業運営の透明化を図り、住民の信頼と理解を得るよう努めます。

利用者の立場に立った新たな仕組みや、それぞれの地域ごとに利用者が使いやすい形のサービスが提供できる仕組みづくりに、地域で暮らす全ての人々や、サービスを提供する事業者・行政が住民や利用者の視点に立って、連携して取り組みます。

(5) 包括的な支援体制の整備

「社会的孤立」「制度の狭間」「サービスにつながらない課題」あるいは「将来への不安」について、地域全体で支え合っていくことを目指していく必要があります。

分野別や年齢別だった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の生活課題を把握し、属性や世代を問わず解決していくことができる包括的な支援体制をつくっていきます。そのために、福祉・保健・医療等の専門職による多職種連携や住民との協働する地域連携を進めます。

また、課題解決のためには、教育・人権・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどの様々な生活関連分野との連携を推進します。

2 基本理念

■みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくり ～地域共生社会の実現を目指して～

地域福祉の推進にあたっては、住民一人ひとりの努力と住民同士の支え合い、公的な福祉サービス・支援が、相互に連携・協力していく関係の構築が求められます。

子どもから高齢者まで、また、障がい者や生活困窮者など生活上の困難のある住民も、誰もが住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていくためには、日ごろからお互いのことを思いやり、必要な時に助け合える関係を築いておくことが重要です。

「自助」「互助」「共助」「公助」の意識をもって、これまでの地域のつながりや助け合いの精神による、みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくりを目指します。

また、国連の SDGs（持続可能な開発目標）の理念である「誰ひとりとり残さない」社会の実現を目指す目標も踏まえ地域づくりを進めます。



3 基本目標

基本理念の実現を目指して、次の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり

少子高齢化や核家族化の進展により高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、ひとり親世帯など見守りや支援を必要とする人が増加し、公的な支援とともに、身近な生活課題解決のため住民相互の助け合い、支え合いが重要となっています。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域のつながりを維持し「助けて」といえる地域づくりを目指します。

また、福祉に関する生涯学習の推進や男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進め、地域福祉に関する考え方の啓発や福祉の意識の醸成に努め、福祉文化の創造に取り組みます。

(2) みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、高齢者や障がい者、子育て、貧困など分野を超えて支援する相談体制や支援専門機関の充実が必要になっています。

更に、支援が必要な人に必要な相談やサービスが行き届くよう地域と連携した発見・対応の仕組みづくりが重要です。

より複雑化・複合化する生活課題に対し、様々な専門相談機関と地域関係者が連携し地域全体で支援を必要とする人に寄り添い、支え合う地域を目指します。

(3) みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

「令和元年東日本台風」により千曲川が氾濫し、市では豊洲地域を中心に甚大な被害が発生しました。安全安心な暮らしを守るために日ごろの見守り体制の構築や防災対策の充実が重要になっています。避難行動要支援者の把握や日常的な見守り活動の促進と地域での防災活動を支援する環境づくりを更に進め併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな生活様式に配慮した取り組みを進めます

自立した生活をおくるために、ユニバーサルデザインの考え方や、ノーマライゼーションの理念の普及に努め、物にも心にもバリアのないまちづくりを進めます。

また、子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校や地域が連携した見守りのネットワークの充実を図るほか、罪を犯した人が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう支援に取り組みます。

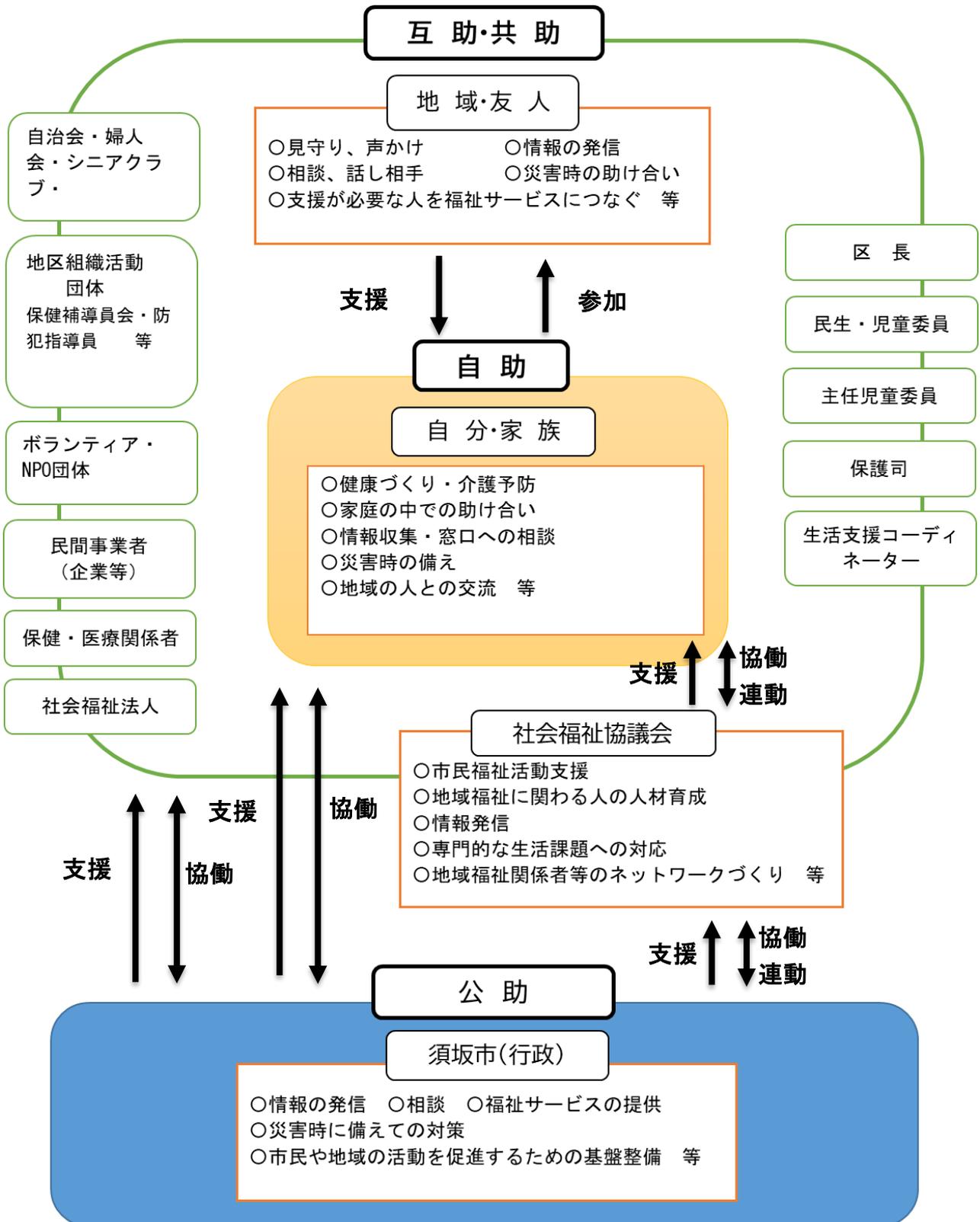
■助け合い起こし

「助け合い起こし」とは、人と人とのつながりをつくる活動です。

「住み慣れた地域で生きがいをもって豊かに暮らせる地域社会の実現に向け、助け合いの輪を広げていくこと」を目標として、「助けてあげる。」という従来の表現を180度転換し「助けて!」と言いやすい地域を住民の皆様とつくっていくことです。

4 計画が目指す地域福祉のイメージ図

地域福祉を推進するために、住民一人ひとりの努力と住民同士の助け合い、公的な福祉サービスや支援が相互に連携・協力していく地域を目指します。



5 施策体系

基本理念：みんながつながり、支え合う、共に生きるまちづくり

基本目標1：助け合い起こしで、みんなを支え・支えられる地域づくり

施策	主要事業
1 地域福祉の担い手の育成	1 福祉意識の醸成
	2 地域福祉活動の人材育成
2 支え合う地域づくり	1 身近な地域でのネットワーク活動の促進
	2 ボランティア活動・NPO法人の活動の支援
	3 大学や企業、商店等との連携
3 交流の場づくり	1 多様な交流の促進
	2 身近な交流の場の確保

基本目標2：みんなを支える福祉サービスの仕組みづくり

施策	主要事業
4 情報提供・相談体制の充実	1 情報発信の強化
	2 相談支援体制の充実
5 権利擁護の推進	1 権利擁護の推進
	2 成年後見支援制度の利用促進
6 地域包括ケアシステムの 深化・推進	1 地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり
	2 関係機関の連携・支援の充実
	3 生活困窮者等支援の充実

基本目標3：みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

施策	主要事業
7 緊急時や災害時の対応	1 緊急時の支援体制の確立
	2 災害時の支援体制の確立
	3 感染症に対する備え
8 見守り・防犯対策の推進	1 防犯対策の充実
	2 再犯防止に向けた取り組みの推進
9 安心・安全の環境づくり	1 バリアフリー化の推進
	2 ユニバーサルデザインのまちづくり

第4 推進する施策

■基本目標 1 助け合い起こしで、みんなで支え・支えられる地域づくり

住民一人ひとりが相互に認め合い、人権を尊重し合い、助け合い起こしが自然にできる地域社会を実現するためには、住民一人ひとりが自分の暮らす身近な地域の生活課題に関心を持ち、自分にできることを考え、行動していくことが大切です。

そのためには子どもの頃からの福祉・人権教育やライフステージに応じた多様な教育機会を提供することで生涯にわたる地域福祉活動の担い手を育成します。

また、住民の誰もが気軽に地域福祉活動に参加し、また、世代間など多様な交流を通して、助け合い起こしの輪を広げ、みんなで支え・支えられる地域づくりを目指します。

■施策 1 地域福祉の担い手の育成

① 福祉意識の醸成

地域における助け合い・支え合いの基盤づくりに向けて、住民一人ひとりが主体的・積極的に地域について考えることができるよう、学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を推進します。

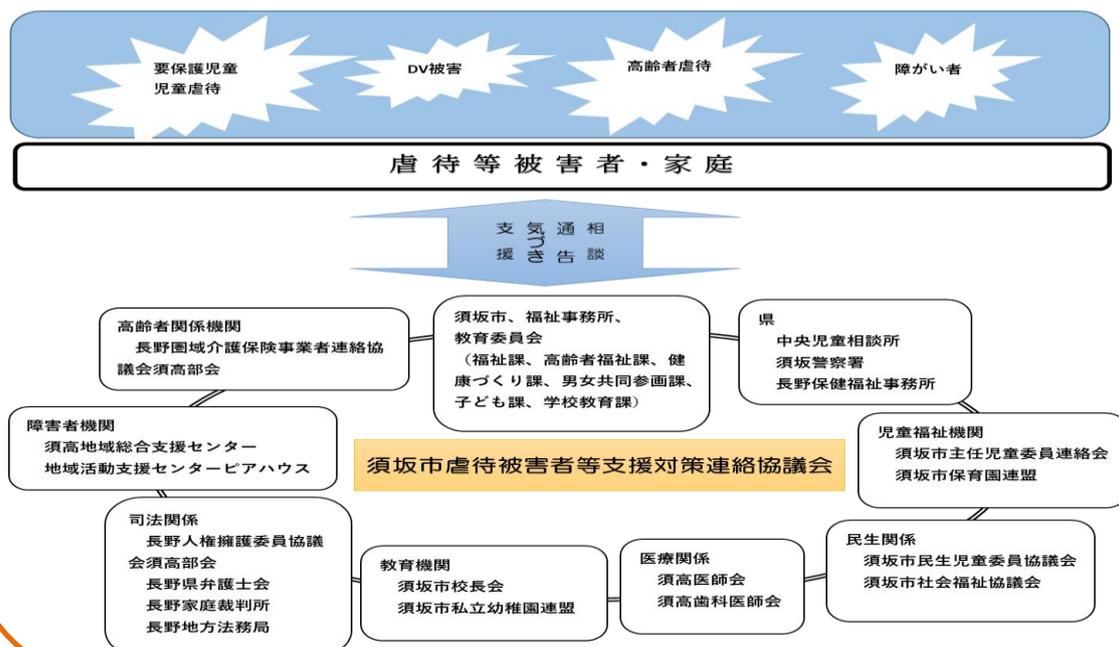
また、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなど、人権侵害を見逃さない人権擁護の社会づくりに努めます。

施策・事業	内 容
地域福祉に関する啓発の推進	●地域福祉に関して住民の理解が深められるよう、さまざまな機会や方法により啓発を進め、生涯学習活動等に組み入れるなど、住民が理解しやすい環境を整えます。
学校における福祉教育の推進	●学校と須崎市社会福祉協議会、社会福祉施設等が連携して、子どものボランティア体験や職場体験等を推進する等、小さい頃から地域福祉に関する意識の醸成を進めます。 ●教職員に対して地域福祉に関する情報を提供します。 ●児童生徒が、支援を必要とする子の特性を理解しながら思いやりを持って関わる力を育めるように、インクルーシブ教育の視点を大切にした学びの場づくりを目指します。 (インクルーシブ教育：障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み)
地域における福祉学習の推進	●住民が福祉についての理解を深められるよう、地域における福祉学習を推進します。

<p>人権啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」や「須坂市人権政策推進基本方針」に基づき、家庭や学校、地域団体、職場等と連携を深め、住民相互に人権を尊重し、あらゆる差別をゆるさない社会づくりを進めます。
<p>虐待の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会により、児童虐待、高齢者虐待、障がい者への虐待のほか、配偶者等親密な関係にある者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）も含め、虐待を早期に発見するために、情報共有や虐待に関する正しい理解の普及、住民へ啓発をします。 ●児童虐待について、関係機関との連携により、児童虐待防止対策の充実と早期発見・早期支援を進めます。 ●高齢者虐待について、地域包括支援センターを中心に地域における様々な関係団体等と連携して、虐待を受けている高齢者と養護者に対する適切な支援を進めます。 ●障がい者への虐待について、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に基づき、須坂市障がい者虐待防止センター（福祉課）により、早期発見と適切な支援を進めます。
<p>男女共同参画社会の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例」や「須坂市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画の視点に立って、女性も男性もいきいきと活動できる社会づくりを進めます。

■須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会 イメージ（子ども課）

須坂市における要保護児童、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待、障がい者虐待及びその他家庭内での虐待の未然防止や早期発見、虐待等を受けた被害者とその養護者への早期対応及び自立に至る支援を行うために設置しています。



《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
福祉教育推進ネットワーク会議	1回 延20人	●市内小中高校、福祉施設及び地域ボランティア団体等の連携を推進します。
小中学生ボランティア体験教室	6回 延243人	●小中学校の児童生徒を対象に、福祉体験を通して社会のつながりに気づき、感動し、共感し、連帯することのできる人間性を育み体験教室を充実します。
福祉ボランティア体験出前講座	講師派遣 33件 用具貸出 29件	●学校や地域の依頼により、体験講座の相談、講師派遣の調整、用具貸出し等を行う体験出前講座を充実します。



小中学生ボランティア体験教室



福祉ボランティア体験出前講座

② 地域福祉活動の人材育成

地域福祉活動に関するボランティアの発掘や育成、地域福祉活動の多様な担い手の育成や確保を図るため、須坂市社会福祉協議会をはじめ社会福祉施設や企業等と連携して、地域福祉活動の人材育成を推進します。

施策・事業	内容
ボランティア養成講座の充実	●住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、関係機関と連携してボランティア入門講座等、住民の知識や体験等に応じた講座の充実をします。
地域ボランティアの育成支援と活動の促進	●地域のちょっとした困りごとの手助けや話し相手、買い物支援等、多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地域ボランティアの育成と、そのきっかけづくりとなるボランティア体験の機会づくりを進めます。 ●地域でのボランティア活動の住民ニーズとボランティアを結ぶ、コーディネーターの機能の強化を進めます。

社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア講座等を受講した人が、ボランティア活動に参加するきっかけとなるよう、また、実践により知識や技術を身につけられるよう、社会福祉施設や医療機関等と連携し、ボランティアの機会の提供を促進します。
地域福祉活動の多様な担い手の育成確保	<ul style="list-style-type: none"> ●民生児童委員協議会と連携して、民生児童委員の活動を支援します。 ●須坂市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター機能を強化し、助け合い起こしの推進を図るとともに、地域の助け合い活動を発掘し、支援します。 ●地域福祉活動に多様な担い手の参加を促進するため、地域団体等と連携し、NPO 法人や企業ボランティア等の育成・確保に努めます。 ●各種ボランティアの人材登録を地域福祉活動の担い手育成につなげられるよう検討します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
ボランティア人材の登録促進	70 団体 3,994 人	●ボランティア連絡協議会へのボランティア団体の加入を促進し、ボランティア人材の登録者を増やします。
ボランティア交流集会	1 回 135 人	●ボランティア活動をしている皆様に交流の場を設け、情報共有することで、お互いの活動を理解し、更に活発に活動していただくことを目指します。
こころ・つなぐ・助け合い事業	未集計	●有償サービスによるボランティア活動により、困っている人の日常生活を支援する事業を拡大します。

■施策 2 支え合う地域づくり

① 身近な地域でのネットワーク活動の促進

身近な地域において、住民組織など地域住民による声かけ・見守りなどネットワーク活動が活発に行われるよう、民生児童委員協議会や自治会、須坂市社会福祉協議会と連携して、お互いに支え合い、助け合い起こし活動を実践する住民組織の構築を推進します。

施策・事業	内 容
新・地域見守り安心ネットワーク事業の周知	●「新・地域見守り安心ネットワーク事業」について、須坂市民生児童委員協議会や自治会と連携して、住民に対する理解を深めるため、さまざまな機会や媒体を活用して、周知をします。

支部社協活動の支援	●地域の自治会長や民生児童委員と共に、地域で行っている活動や課題の発掘をしながら、お互いに支え合える地域づくりを目指します。
孤独死や虐待防止等の見守り活動の促進	●身近な地域での孤独死や虐待、ドメスティック・バイオレンスを防止するとともに、外出中に道に迷う高齢者の安全確保等を行う見守り活動や、行政等への通報等の体制づくりを進めます。
自殺をしない・させないための取り組みの強化	●SOSを出しやすい地域づくりを進めます。 ●須坂市自殺予防対策連絡会議を中心に、自殺に傾いた人や悩んでいる人に早期に気づき、適切な相談機関につなぐため、医療機関等と連携してネットワークを充実させます。 ●住民を対象とした講座の開催や、企業と連携した研修会を開催し、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及をします。
地域福祉活動等の先進事例の情報提供等	●住民が地域で取り組める事例の発見や、ボランティア活動の意識や楽しさ、やりがい等を情報共有し、住民自身が福祉課題を理解し、地域福祉活動への参加ができるよう、自治会やボランティア団体等が実施している地域福祉活動の事例を収集し、地域団体等に情報提供等を進めます。
食を通じた地域の支え合い活動	●食料支援を必要としている人への支援として、フードバンク活動の周知を行います。 ●フードドライブについても取り組みが進むよう周知、取り組みの支援を行います。
住民福祉活動への財政的支援	●地域を主体とした「じぶんのまちを良くする仕組み」が活発に行われるよう、赤い羽根共同募金等を活用した支援を行います。

■須坂市見守り支援事業協力隊（高齢者福祉課）

高齢化や核家族化が進み、地域での交流の希薄化により高齢者単身世帯や高齢者世帯等の異変に気づかずに亡くなる、孤独死の発生が懸念されます。須坂市では、高齢者等の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的に、事件や事故を未然に防ぐため、2012年12月に須坂市見守り支援事業協力隊を設置し、2021年現在、15事業所に協力していただいております。

【須坂市見守り支援事業協力隊 事業所】

新聞販売事業所、牛乳等販売・宅配事業所、郵便事業所、電気事業所、ガス事業所、食材配送事業所、コンビニエンスストア

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
ゲートキーパー養成講座	343人	●周りの人の異変に気づき、見守りや専門機関へのつなぎ等、適切に行動できるよう、様々な分野の方に受講の機会をつくり、ゲートキーパーを養成します。
認知症サポーターの養成	累計 8,898人	●認知症の理解を深め、本人の見守りや支援の輪を広げるため、認知症サポーターを養成します。

② ボランティア活動・NPO法人の活動の支援

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンター機能の強化を図り、福祉分野とNPO法人や福祉分野以外のボランティア活動との連携や交流を進めます。

また、NPO法人の活動の促進を図るため、NPO法人と地域の団体との連携に向けた取り組みを推進します。

施策・事業	内容
ボランティアセンター機能の強化	●ボランティアセンターの機能を高め、ボランティアの登録、あっせん、相談、受給等の調整機能等の強化を進めます。 ●地域でのちょっとしたボランティア活動のマッチングを行うことができる体制づくりを検討します。
福祉分野以外のボランティア活動との連携促進	●住民のボランティア活動の活性化や取り組みの充実を図るため、ボランティアセンターを活用して、福祉分野以外のボランティア活動との連携について検討します。
ボランティアのステップアップ講座等学習機会の充実	●ボランティア活動に携わる人の知識や技術の向上のため、また、福祉に関する制度やサービス等について理解を深められるよう、研修情報を収集・提供するとともに、学習機会の充実をします。
NPO法人の活動支援等	●住民の公益活動等を促進するため、NPO法人の活動を支援します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
福祉ボランティアセンターの利用促進	355団体 2,531人	●ボランティアの登録、あっせん、相談等やボランティアを求める人と行う人の連絡調整と、ボランティア情報を発信する福祉ボランティアセンターの利用団体、利用者数を増やします。
ボランティアステップアップ研修	1回 13人	●ボランティアの活動を支援するために、ボランティアステップアップ研修を充実します。

ふれあい広場	台風 19 号災害により中止	●障がい者の社会参加とボランティアの輪を広げることがを目的に実施するふれあい広場を充実します。
--------	----------------	---

■須坂市社会福祉協議会が行うボランティア活動推進事業

- ①ボランティアセンターの運営
- ボランティアの登録、あっせん、相談、受給等のコーディネート
 - ボランティア情報の発信（広報紙「助け合い起こしすぎか」に掲載）
 - 福祉ボランティアセンターの管理運営（2019年度、延 355 団体、2, 531 人が利用）
- ②ボランティアの育成・研修
- 市民向けボランティア講座
 - 災害ボランティア養成講座
 - 福祉施設体験教室サマーチャレンジボランティア
 - 災害ボランティア派遣事業
- ③ボランティア連絡協議会（2019年度 加入 70 団体、3, 994 人加盟）
- ボランティア市民活動交流集会
 - ステップアップ研修会の開催
 - ふれあい広場の開催 等

③ 大学や企業、商店等との連携

地域の多様な福祉ニーズに対応するため、大学や企業、商店等と連携し、専門的な知識や技術、人材、場所等を地域福祉活動を進めるうえでの資源として、地域団体が活用できるよう働きかけていきます。

施策・事業	内 容
大学等との連携による学生ボランティア活動の検討	●蔵の町並みキャンパス事業推進協議会等と連携して、社会福祉施設でのボランティア体験等学生ボランティア活動の推進を検討します。
企業や商店等と連携した地域福祉活動の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるよう、企業や商店等の地域活動への参加を促進します。 ●企業や商店等と地域団体との情報の共有を図り、地域での社会貢献の取り組みを促進します。 ●企業や商店等と連携して、中間就労等の場の確保について研究します。 ●支援を必要としている子どもたちが、地域の企業や商店などに出向き仕事体験をすることで、生まれた地域で子どもと地域がともに育ちあう「ふれジョブ」の活動を支援します。

■ **ふれジョブ** (須坂ふれジョブ推進会議／学校教育課)

支援を必要としている子どもが放課後や休日を利用して、地域の企業やお店などに出向き、ジョブサポーターとともに、仕事体験をします。

支援を必要としている子どもを真ん中にして、保護者、学校、地域の企業（お店）、地域住民（ジョブサポーター）が手をつなぐことで、地域の中に支援の輪を広げる活動です。

「すみさか」「おおもり」「ときわ」の3つの“ふれジョブ”が地域で活動しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
サマーチャレンジボランティア	延 73 人	●高校生以上を対象に、夏季休暇を活用してボランティアを体験する事業を充実します。
働きざかりの健康づくり研究会	延 164 人	●従業者の元気は企業の活性化、そして市の活性化という視点に立ち、企業と企業そして行政が手を取り合って、元気な企業、事業所を目指して健康づくりに取り組みます。
ふれジョブに参加する企業や商店	69 社	●支援を必要としている子どもたちの、地域での仕事体験の場を提供する企業や商店を増やします。



ふれジョブ 精密機械加工工場働く体験



サマーチャレンジボランティア（市内保育園にて）

■施策3 交流の場づくり

① 多様な交流の促進

身近な地域において誰もが気軽に集い、交流し、助け合い起こしの地域づくりを進めます。また、子どもから高齢者、障がいのある人等あらゆる人がお互いに分かりあえるよう、地域で多様な交流の場づくりを進めます。

施策・事業	内 容
コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●住民が協働して行う地域活動で、地域での絆や相互理解が深められるよう、親子が共に参加する機会や場づくりを支援するとともに、保護者の積極的な参加を促進します。 ●地域活動等の活性化を図るため、若者の参加を促進します。
地域での世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校と保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センターが連携し、乳幼児とふれあう機会を充実します。 ●地域住民と児童が、学校での活動を通じて交流を行う機会を促進します。 ●高齢者と子どもの交流等、地域での世代間同士の交流を促進するとともに、様々な年代の住民が持つ豊かな経験を子どもたちに提供し、子どもの豊かな育ちを支援します。
安心して子育てができる地域の子育て力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で子育て家庭を支えることができるよう子育てに関する意識啓発を行います。 ●子育て家庭の孤立感や負担感を軽減するため、保護者等が子育てに関する相談がしやすく、かつ、的確に対応できるよう子育て世代包括支援センターによるワンストップ相談窓口『妊娠・子育てなんでも相談おひさま』の周知と相談体制を充実します。 ●家庭、地域、学校等が相互に連携し、多くの人々が子どもに関わることで、学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら学校づくりを進める「信州型コミュニティ・スクール」の取り組みを推進します。
障がいのある人との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人への理解を深め、地域で交流できるよう、自治会活動や地域活動での交流の場づくりを進めます。
地域ぐるみの健康づくり活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで、各期の健康上の留意点等について住民に啓発を行うとともに、地域での健康教室やウォーキング、軽スポーツ等、誰もが気軽に取り組める活動を更に進めます。 ●食育を推進するため、地域の活動団体や学校、保育園等と連携して取り組みます。

地域課題への自主的な取り組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●個人や様々な団体で活動する人が、気軽に集い、地域の課題や問題等について自由に意見交換することにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的にまちづくりに取り組んでいける機会の提供を進めます。 ●地域住民自身が地域課題に取り組めるような組織づくりの支援について検討します。
-------------------	--

■子育て支援センターが行う交流事業等 (子ども課)

子育て家庭等がかかえる育児不安等についての相談(指導)、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等や、家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

- ◆子育てミニ講座：子育てが楽しいと感じることができるようミニ講座を開催し、子育て中の親の子育てに関する負担感・不安感を軽減します。
- ◆すくすく育児ランド：親であることの自覚と責任を持ち育児に必要な知識を学びます。
- ◆すくすくパパ：夫婦が共に子育てをする気持ちを育み、父親の家庭教育力を向上します。
- ◆ピアママサロン：子育てについて共に考え、思いや経験を共有し合う中からサポートし合う関係をつくり、育児の孤立感やストレスを軽減します。
- ◆中高生と赤ちゃんのふれあい事業：次代の親となる中高生が赤ちゃんと接し、子育て中の母親の話を聞くことで、命の大切さや、妊娠や出産の正しい知識を身につけ、結婚や親となることについて考えるきっかけをつくります。
- ◆すくすくホーム：親も祖父母も共に楽しく子育て、孫育てができるよう、育児に対する思いを話し、分担して子育てするコツを学びます。
- ◆ファミリー・サポート・センター事業：子育ての支援を行いたい者と、支援を受けたい者が会員として登録し実施する子育ての相互援助活動を支援します。
- ◆おもちゃ図書館：家庭のおもちゃを市が譲り受け、利用希望者に無料で貸出し、子育て家庭の経済的負担の軽減とおもちゃの有効活用を行います。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
信州型コミュニティスクールの実施	16校	●家庭、地域、学校等が相互に連携し、学校運営参画、学校支援及び学校評価に一体的に取り組み、地域に開かれた学校づくりを推進します。
ファミリー・サポート・センターへの登録促進	依頼会員 454人 提供会員 65人	●仕事と育児の両立、また様々な活動と育児の両立を目的に、安心して働いたり活躍できるよう、地域のなかで、育児を支援してほしい人と支援したい人が会員となり、地域で支えあう組織の活動を推進します。

② 身近な交流の場の確保

身近な地域の中で、子どもから高齢者、障がいのある人等、誰もが気軽に集い交流できる場づくりを進めます。

施策・事業	内 容
身近な地域での集い場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者、障がいのある人等、地域のさまざまな人が気軽に立ち寄り、話をしたり情報交換をしたりできるよう、空き店舗や空き家等を活用した身近な地域での集い場づくりを進めます。 ●「信州こどもカフェ」など、子どもの居場所づくりの取組を、広報須坂への掲載や保育所・小学校へのチラシ配布などにより支援します。
生活支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●有償サービスや集いの場、健康づくりや介護予防、更に世代間交流を進めるために、小さな拠点の設置を進めます。
公共施設等での交流の場づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の交流の場として、公共施設の開放を進めます。

■ふれあいサロン （須坂市社会福祉協議会）

助け合いの地域づくりのため、地域の中で、近所の高齢者や子育て中の親子などが、気軽に自由に集まり、お茶を飲み、おしゃべりをして楽しいひとときを過ごす集い場。

■信州こどもカフェ （教育委員会）

長野県の子どもの居場所の取組で、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース、高齢者との交流など複数の機能を提供し、月1回以上開催されているもの。



助け合い推進センター（リユース）

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
ふれあいサロンの 立ち上げ支援	108カ所	●気楽な楽しい集まりの場としてのふれあいサロンの各地での立ち上げを支援し、ふれあいサロンの数を増やします。
すぎか助け合い推進センター	週5日	●気軽に立ち寄ることができる情報交換の場として充実をします。
ひとり暮らし高齢者等交流会食会	11カ所 11回	●支部社協による、ひとり暮らし高齢者等を招いた交流会食会が充実して実施できるよう支援します。



ふれあいサロン



ひとり暮らし高齢者等交流会食会

■基本目標 2 みんなで支える福祉サービスの仕組みづくり

“誰もがサービスの受け手であると同時に担い手”でもあります。それが助け合い起こしです。大切なことは、生きているうえでの困りごとなどの課題を抱える人の生活を支え、自立を支援していくことです。この場合の自立とは、日常生活や就労などに制約があっても、サービスをはじめ、様々な社会資源を積極的に活用することにより、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会参加することをいいます。

このような自立した暮らしを支援するため、サービスに関する情報提供や相談体制を整えるとともに、判断力が低下した方の権利擁護が図られるよう、本人を中心にした意思決定の支援について理解を深める必要があります。

誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるよう、自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症に対応した新しい生活様式の備えを行い、行政のみならず住民や専門機関、企業、商店等、様々な主体による、みんなで支えるサービスや助け合い起こし活動の仕組みづくりを推進します。

■施策 4 情報提供・相談体制の充実

① 情報発信の強化

福祉サービス等を必要とする人が、サービス利用に際して情報を入手しやすくするため、サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報について、様々な方法を用いた情報提供を進め、情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

施策・事業	内 容
情報提供の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが必要な情報が容易に入手できるよう、情報提供のバリアフリー化を進めます。 ●市をはじめ、須崎市社会福祉協議会、関係機関、地域団体等が発信する情報について、住民が取得しやすいようホームページへの掲載やSNS等を活用します。 ●障がいのある人や外国人の情報提供や意思疎通を図るため、公共施設や災害時の避難所等にコミュニケーション支援ボードを配置します。 ●新しい生活様式の中で、時代に合った情報提供やコミュニケーション手段の検討を行います。
情報ボランティア等の 育成	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚や聴覚に障がいのある人に対し、情報提供や相談支援を行うとともに、コミュニケーション手段の充実を図るため、情報ボランティアの育成を支援します。 ●閉じこもりがちな高齢者等に対して、対話をしながら必要な情報の提供が行える“傾聴ボランティア”の育成を支援します。

地域に密着した情報の提供	●関係機関と連携して、地域団体等が取り組んでいる活動も含めた窓口情報等を、「困った時に役立つ情報」としてまとめ、地域に提供する取り組みについて進めます。
須坂市社会福祉協議会の情報発信機能の強化	●須坂市社会福祉協議会において、地域福祉に関する様々な情報のデータベース化を進め、ホームページ等で利用しやすいものにするとともに、情報交換ができるような環境を整備します。

■コミュニケーション支援ボード（福祉課）

コミュニケーション支援ボードとは、自閉症などの発達障害のある方をはじめ、知的障害のある方、聴覚障害のある方、高齢の方、外国の方など会話によるコミュニケーションが困難な方のために分かりやすいイラストなどを指さしながら意思疎通を図るコミュニケーションツールの一つです。イラストに加え、簡単な日本語や英語、中国語等の表記を加え、誰にでもわかりやすい工夫を凝らしてあります。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
手話奉仕員養成講座	受講者 9人	●聴覚障がい者の日常生活支援のため、須坂手話サークルに委託して養成している手話奉仕員を増やします。
声の広報発行事業	利用者 8人	●視覚障がい者及び読書が困難な人への情報取得支援のため、毎月の広報をCDに録音して届ける“声の広報”を充実します。

② 相談支援体制の充実

住民に対し、身近な地域の相談窓口として民生児童委員の周知を図るとともに、保健や福祉の担当者や当事者団体、NPO法人等と連携し、相談体制を充実します。

施策・事業	内 容
地域の身近な相談員の周知	●地域の身近な相談窓口としての役割を担っている、民生児童委員や地域包括支援センター、保健センター、総合支援センター、生活就労支援センター等の周知を進めます。
訪問相談活動の推進	●妊産婦や新生児、乳幼児等を抱えた家庭、障がいのある人やひとり暮らし高齢者等の不安や悩みごとの相談に対応し、不安や負担の軽減を図るとともに、必要なサービスの利用について助言できる訪問相談活動を充実します。
地域における相談活動の推進	●身近な地域で、様々な相談が受けられるよう、地域での出前講座や地域の集会等を活用して相談活動を進めます。
対象者別の専門相談機関の周知と対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センターや子ども課において、関係機関と連携して、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズにきめ細かく対応します。 ●障がいのある人やその家族が相談しやすいよう、総合支援センターや相談支援事業所の周知と担当者のスキルアップをします。 ●高齢者やその家族が相談しやすいよう、地域包括支援センター等の高齢者専門相談機関の周知を図るとともに、担当者のスキルアップをします。 ●生活に困窮している人やその家族が相談しやすいよう、生活就労支援センターの周知と担当者のスキルアップをします。 ●よりきめ細やかに幅広く相談に応じられるよう、女性相談員の配置を検討します。

■ 民生委員・児童委員（民生児童委員）（福祉課・高齢者福祉課）

民生委員は、住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状況を適切に把握し、相談や助言、福祉サービスについての情報提供等の援助を行うほか、住民の福祉の増進を図る活動を行う、住民に一番身近な相談窓口として、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談に応じ、子どもや子育てをしている家庭が必要とする支援につなげる役割を担い、民生委員が兼ねています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
民生児童委員の訪問事業	年間延回数 28,789回	●住民に身近な相談窓口として、民生児童委員が行う見守りのための訪問を支援します。

■施策5 権利擁護の推進

① 権利擁護の推進

誰もが、自分の望む生き方を選択できることの重要性や社会的な支援について理解し、意思表示しておくことが大切です。

認知症や知的障がいのある人等で意思決定に支援が必要な人が、必要なサービスを利用して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知し、利用の促進を進めます。

また、認知症や知的障がいのある人、身寄りのない人等の権利擁護の支援を行うための支援体制づくりを進めます。

施策・事業	内 容
権利擁護への理解	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や地域福祉関係者が、誰もが自分の力で自分の権利を擁護できるよう「意思決定」について理解を深めるための支援を行います。 ●誰もが自分の人生の最終段階における「医療決定」や「金銭管理」などの自分の意思決定を元気な時から考えられるよう普及啓発を行います。 ●家族や親族がいない、または遠方にいるため支援が受けられないなど身寄りがない人への意思決定支援について地域関係者や医療福祉関係者で検討します。
虐待の防止 【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待の早期発見や未然防止のため、支援専門機関等への相談・通報に関する啓発や正しい理解の普及に努めます。また、子ども、高齢者、障がい者等への虐待を防止するため、「須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会」等関係機関による組織的・効果的な対応を進め、安全確保や適切な支援をすすめます。
日常生活自立支援事業の周知と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●民生児童委員等との見守り活動と連携し、対象者の把握や事業の適切な利用を促進します。 ●須坂市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、利用を促進します。

■日常生活自立支援事業（須坂市社会福祉協議会）

認知症、知的障がいなどで判断力が不十分な方が、自立して地域生活を営むことができるように、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きの援助や預金の払戻等の金銭管理を支援する事業。

■ **すぎかマイ・ノート** （高齢者福祉課）

人生の最後のステージを、自分らしく迎えるために自分自身の人生を振り返り、自身の思いや希望、残された人生で自分が何をしたいのか、今後をどう過ごしたらよいのかなどを考えていただくために市民の方向けに、須坂市独自で作成したエンディングノートです。

■ **リビング・ウイル** （須高地区地域医療福祉推進協議会）

病気や事故などで患者本人が意思表示できない状態にあり、回復が見込めず最後が近づいた時に、自分の延命治療について希望すること、自分の最期をどう迎えたいかについてなど、元気な時から考え、書き記しておく生前の意思表示です。

すぎかマイ・ノートやリビング・ウイルを書くことをきっかけに、家族や周囲の信頼する人たちと話し合い、共有しておくことが重要です。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
日常生活自立支援事業の利用促進	28件	●日常生活自立支援事業について、広報誌やパンフレットで関係団体に周知し、支援が必要な人がすぐに利用できるよう促進します。

② 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】

施策・事業	内容
成年後見制度の周知・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の活用を進めるため、認知症サポーター養成講座や出前講座等の機会を活用し、制度の周知を行います。 ●権利擁護の必要な人の発見・支援のため、自治会や民生児童委員、地域包括支援センター、医療・介護関係者等との地域のネットワーク化を図り、各分野の活動から制度利用が必要な人の早期支援につなげます。
成年後見制度の相談・利用促進機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用を促進し、権利擁護を推進する須高地域成年後見支援センターを設置します。 ●制度利用促進のために、地域の関係者と連携強化のためのネットワークの構築を図るため、その中核となる機関を設置します。 ●成年後見制度が利用されるよう、住民後見人の養成等、制度の利用しやすい体制づくりについて検討します。 ●支援の必要な人を後見人とともに支えるチーム支援体制、チームを支える地域協議体と連携ネットワークを構築します。 ●身寄りのない方や虐待を受けている方への市長申し立てによる適切かつ迅速な手続きが行えるよう努めます。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値 (2019)	事業の方向
成年後見制度利用普及啓発講座	未実施	●成年後見制度の普及啓発のため、自治会や地域包括支援センター、地域公民館等と連携し研修会を開催します。
成年後見支援センター相談件数	未実施	●住民や福祉関係者からの成年後見制度に関する相談支援等を行います。

■施策6 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域と専門機関との連携強化とネットワークづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、保健・医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一層の充実が必要です。

地域における福祉活動と専門機関による、公的な福祉サービスとの連携を更に進め、地域課題を解決するための情報共有や地域支援のためのネットワークの充実及びプラットフォームの場について検討します。

施策・事業	内容
地域の生活課題や支援を要する人の把握と地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活できるよう、基礎となるデータの整備を進め、地域包括支援センターや地域自立支援協議会等と民生児童委員、地域団体等が連携し、支援を要する高齢者や障がいのある人、子育て世帯等の把握を進めます。 ●地域の様々な相談について、地域住民、団体などと行政や福祉関係機関などが連携して、情報共有・協働でプラットフォームの検討を行います。
医療・保健・福祉・介護のネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住み慣れた地域で安心して健やかに生活ができるよう、地域の福祉課題にチームで支える、多職種協働のネットワークを推進します。
子育て支援・相談事業担当者ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期からの相談事業や子育てにかかる相談支援の関係各課の担当者により、それぞれの現状や課題検討を行い、総合的な相談対応の充実をします。
障がい者の支援のためのネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所や関係機関との連携を深め、障がい児・者の相談窓口機能の充実をします。 ●精神障がい者が地域社会の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等も包括的に確保された地域包括ケアシステムを充実します。

高齢者の支援のためのネットワークの強化	●ケアマネジャーの意見交換や情報共有、学習会 や事例検討会の実施、個別事例の検討や事業者、地域団体との連携のための場を充実します。
---------------------	---

■医療・保健・福祉・介護のネットワーク事業 (健康づくり課)

須坂市・小布施町・高山村が連携して、安心・安全を支える地域を目指し、医師会、歯科医師会・薬剤師会と須高地域の病院が連携して、地域医療福祉のネットワークを構築し、感染症や災害時の体制整備と在宅医療福祉を推進しています。

地域医療福祉ネットワーク推進室 須坂市立町 須高医師会館内 TEL (026) 248-9101

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
在宅医療福祉支援者スキルアップ研修会	5回 233人参加	●在宅医療福祉を支える、医療・福祉・介護などの多職種からなる支援者の、スキルアップにつながる研修会を充実します。

② 関係機関の連携・支援の充実

複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対応したサービスを総合的、効果的に提供するため、関係機関の連携を深め、支援を要する人の地域生活の支援を充実します。

施策・事業	内容
関係機関との連携の強化	●複合的な原因や制度の狭間にあり解決が困難な事例等について、市行政における対応の明確化を図るとともに、関係機関との連携を深め、生活就労支援センターを中心として対応を充実します。
地域包括支援センター等との連携強化	●地域包括支援センター等と地域の相談窓口の連携を深め、地域の課題の共有化や地域での対応の充実に向け地域ケア会議を開催します。
地域自立支援協議会の機能強化	●障がいのある人の多様な福祉課題に対応し、支援充実を図るため、地域自立支援協議会において、ニーズ把握ときめ細かな相談支援のあり方、ケース検討や事業者連携、雇用・就労の場の確保等の検討を進めます。
須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会(要保護児童対策協議会)の機能強化	●関係機関が連携して、要保護児童、児童虐待、配偶者等親密な関係にある者からの暴力、高齢者虐待、障がい者虐待及びその他家庭内での虐待の未然防止や早期発見、また、虐待等を受けた被害者とその養護者の支援を進めます。
子ども家庭総合支援拠点の設置	●子育て世代包括支援センター(妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」)や、長野県中央児童相談所と連携を図りながら、須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会との連携及び調整機関として、地域の全ての子ども・家庭の相談に対する支援体制を強化します。

<p>重層的支援体制※構築に向けた多機関協働の仕組み作り</p>	<p>●個人ごとに異なる複雑化したニーズや制度の狭間にある場合は多様な分野と連携して支援を行ってるが、更に包括的支援に取り組むため、重層的支援体制について検討します。</p> <p>※重層的支援体制：「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取り組みとして 2021 年度より創設された事業。相談支援（多様な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの機能を一体的に実施するもの。</p>
----------------------------------	---

■子ども家庭総合支援拠点（子ども課）

すべての子どもとその家庭及び 妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童 及び要保護児童等への支援業務の強化を図ることを目的として設置しています。

（活動内容）

- (1) 地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関
- (2) 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会との連携及び調整機関
- (3) 18歳までの全ての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援
- (4) 個人ではなく、チーム（組織）で支援する体制

■須坂市地域包括支援センター（高齢者福祉課）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行うほか、介護予防支援業務も行っています。

須坂市では、市役所に須坂市地域包括支援センターを直営で1か所設置し、日滝・豊洲・旭ヶ丘・日野地域を担当する地域などに委託型地域包括支援センターを設置する予定です。

場所：須坂市役所本庁2階 TEL (026) 245-4566

■須高地域総合支援センター（福祉課）

須坂市・小布施町・高山村が共同で設置した、障がいのある人やその支援者の総合相談窓口です。福祉、保健、医療等のサービスの情報提供や調整、家庭訪問や来所による相談や助言、地域生活全般にわたる相談や助言、社会資源の開発など、障がいのある人が、地域で安心して生活ができるよう支援します。

場所：須坂市大字須坂 344-1-60 須坂ショッピングセンター内 TEL (026) 248-3750

■地域包括ケアシステム（高齢者福祉課・健康づくり課・福祉課）

尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、誰もが可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築を目指します。

地域包括ケアシステムは、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えます。

「自助」「互助」「共助」「公助」により地域包括ケアシステムの構築を推進します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
地域ケア個別会議の推進	10回	●民生児童委員等の地域の支援者や専門職等多職種による地域ケア個別会議を開催し、個別の課題解決に取り組みながら、地域の高齢者を支えるネットワークの構築と個別支援の充実に努めます。

③ 生活困窮者等支援の充実

生活に困窮している人は複合的な課題を抱えている人が多く、困窮が深まるほど「助けて」という声を出しにくくなります。早期の相談につなげ、支援ができるよう、住民が安心して相談できる窓口づくりを、行政、社会福祉協議会や生活就労支援センターをはじめ、民生児童委員、自治会等が連携して行い、その推進に努めます。

施策・事業	内容
生活就労支援センターの自立相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮している人への支援拠点としての生活就労支援センター（まいさぼ須坂）において、生活の困りごとや就労の相談に応じ、自立に向け支援をします。 ●継続支援、自立支援のため、地域や行政の関係機関、企業などとのネットワークにより社会資源の活用や就労先等の開拓を推進します。
自立支援事業の活用 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自立を促進するため、法に基づく自立支援事業の活用を推進します。 ●ひとり親家庭の自立支援を促進するため、就業支援や子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を進めます。
学習・生活支援事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●貧困がもたらす教育格差問題が、将来の貧困へ繋がることから、貧困の連鎖を防止するため、関係機関との連携を図りながら、子どもの学習・生活支援事業を推進します。
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携して、生活に困窮している人の健康づくりを推進することで、社会的な自立を促進します。 ●生活保護の被保護者の健康管理支援を進めます。

住居確保の支援	●住居や就労等に課題があり住宅の確保に配慮が必要な場合、公営住宅の関係機関や県社会福祉協議会などと連携し、安心した生活が送れるよう支援します。
社会的に孤立した人を支える地域づくり	●「新・地域見守り安心ネットワーク事業」等を通じ、社会的に孤立・ひきこもっている人の把握に努め、関係機関へ早期につなげる等、支援体制を構築します。 ●ひきこもり状態にある人への支援について、須坂市自殺予防対策連絡会議「ひきこもり対策部会」で検討し、自立支援の対策を検討します。

■須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」（須坂市社会福祉協議会・福祉課）

様々な課題を抱えて生活に困窮している人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労に係る福祉問題を幅広く受け止める総合相談機関として、須坂市が社会福祉協議会に委託し、須坂市生活就労支援センター「まいさぼ須坂」を設置しています。

ワンストップ型の相談窓口に、生活と就労に関する支援員を配置し、相談者の状況に応じて自立に向け、包括的な支援をします。

場所：須坂市大字須坂 344-1-60 須坂ショッピングセンター内 TEL (026) 248-9977

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
生活就労支援センターの相談事業	新規相談 80件	●様々な課題を抱えて生活に困窮する人が、制度の狭間に陥ることのないよう、暮らしと就労にかかる課題の相談に幅広く応じ、早期の自立を支援します。
就労につなげる自立相談支援事業	23件	●生活困窮者自立相談において、生活面での支援や基礎的な就労支援を行うことにより、生活困窮者の自立につながるよう事業を充実します。
被保護者の健康管理支援	健診受診者数 8人	●生活保護制度の被保護者の健康管理として、健診を受け病気の予防、早期発見、早期治療を行い自立に向けて支援します。

■基本目標 3 みんなにやさしい、安全・安心な福祉のまちづくり

高齢社会に対応したバリアフリー化や誰もが利用しやすい環境づくりが必要です。
また、自然災害や新たな感染症の発生時など緊急時に備えての住民一人ひとりの行動や地域のなかで、日ごろからの見守りや声かけなどの支援体制を築いておくことが必要です。

更に、高齢者を中心に消費者被害にあう事例が増加傾向にあり、その防止も地域ぐるみで取り組んでいくことが必要となります。

このようなことから、ノーマライゼーションの理念のもと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、住民や関係団体等との連携により、誰にもやさしい、安全・安心の福祉のまちづくりを目指します。

■施策 7 緊急時や災害時の対応

① 緊急時の支援体制の確立

ひとり暮らしの高齢者や障がい者等が緊急時にも安心して過ごせるよう、日常的な地域の見守り活動や緊急通報システム等、重層的な見守り体制による緊急対応のネットワークづくりを進めます。

施策・事業	内 容
緊急通報システムによる対応の充実	●ひとり暮らしの高齢者や重度障がい者等に対する緊急通報システムの設置を進めるとともに、効果的な運用について検討します。
在宅高齢者等の実態把握の促進	●在宅高齢者の生活状況の確認や緊急連絡先の把握に努めます。
地域での見守り活動の促進	●ひとり暮らしの高齢者や障がい者等で、支援を要する時に適切に対応できるよう、民生児童委員や地域包括支援センター等と連携し、「新・地域見守り安心ネットワーク事業」等において声かけ等の見守り活動を促進します。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
ひとり暮らし高齢者安心コールの利用促進	年間 2,221回	●ひとり暮らし高齢者宅に電話をかけ、コミュニケーションを図り孤立感を解消する事業の利用を促進します。

■ひとり暮らし高齢者等を支えるサービス（高齢者福祉課・須崎市社会福祉協議会）

- ① 食の自立支援事業（須崎市社会福祉協議会委託事業）
高齢者等が在宅で自立した生活ができるよう、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて利用者の安否を確認をします。
- ② 自立生活支援事業
高齢者等の自立した日常生活の継続に必要な支援・指導を行い、要介護状態への進行を防止するため、ヘルパーを派遣します。
- ③ 緊急通報システム事業
高齢者等の万一の場合に、事故の防止や安否を確認するため、自宅に緊急通報装置・火災警報器及び生活リズムセンサー（赤外線）を設置します。
- ④ 暮らしのあんしん板（緊急時連絡先記載マグネットシート）
高齢者及び高齢者のみの世帯に、在宅での安全と安心を守るため、緊急時に必要なところへの連絡がスムーズに行われるよう、緊急時連絡先等が記載できるマグネットシートを配布します。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者安心コール（須崎市社会福祉協議会委託事業）
高齢者宅に電話をかけ、コミュニケーションを図り、孤立感を解消します。

② 災害時の支援体制の確立

災害時に要配慮者に対して、避難や安否確認等の必要な支援が行われるよう、要配慮者の情報把握や支援者による情報共有等の支援体制づくり・関係機関等との連携を進めます。

また、地域での住民の安全を守るため、要配慮者等も参加しての防災訓練等、日ごろの防災活動を促進します。

施策・事業	内 容
災害時要配慮者の把握と支援プランの作成	●「新・地域見守り安心ネットワーク」を活用して、民生児童委員をはじめ地域団体や当事者団体等と連携し、災害時要配慮者の把握を進めます。また、一人ひとりの災害時の個別計画作成（マイタイムライン）を充実します。
要配慮者情報の共有化の推進	●要配慮者に対する災害時の支援をスムーズに行えるよう、民生児童委員をはじめ自治会等の地域の支援者、警察など関係機関との情報の共有化を継続します。
自主防災組織の育成・支援と防災活動の促進	●自主防災組織の育成・支援を引き続行うとともに、配慮を要する高齢者や障がいのある人等も参加した防災訓練の実施等を支援します。
災害ボランティアセンターの設置	●大規模災害等が起こった場合、被災地における被災者主体のスムーズな復旧復興を図るため、日ごろの地域福祉活動を生かすとともに、外部支援を受け入れるため、災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアの養成	●災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアを養成します。
福祉避難所の運営	●災害が発生したときに、福祉避難所の設置と運営がスムーズに実施できるよう、福祉施設等とともに災害時における対応について情報共有し体制整備を行います。 ●新たな生活様式の中で必要な福祉避難所数や避難行動、避難所運営について検討します。

■新・地域見守り安心ネットワーク（福祉課・高齢者福祉課・須崎市社会福祉協議会）

在宅の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び重度心身障がい児・者等の援護を要する人の、災害による事故や孤独死等の不測の事故を未然に防ぐため、各者数自治会において、ネットワーク会議を開催し、要配慮者を支援します。69町全ての自治会で取り組んでいます。

■地域防災マップ（総務課）

災害から身を守るためには、まず自分たちが住んでいるまちを知ることが不可欠であることから、まちの特性や危険箇所、社会資源を知り、自分たちの地域で想定される災害を事前に把握し、それに対する対策を地域で講じるための地域防災マップを、69町全ての自治会で作成しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
災害ボランティア養成講座	未実施	●災害時に求められる基礎知識や災害ボランティアの役割を理解する講座を充実します。
要配慮者の※「マイタイムライン」の作成に取り組む町	未実施	●新・地域見守り安心ネットワークで作成している個別計画を基に、災害発生に備える「マイタイムライン」を作成します。 ※マイタイムライン：住民一人一人が、災害発生に備え「いつ」「なにをするのか」をあらかじめ決めておく、事前の「防災行動計画」です。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え命を守る避難行動の一助とするもの。

③ 感染症に対する備え

感染症の流行は、個人の予防対策にとどまらず人との接触を減らすことなど地域のつながりにも影響するため、個人（家庭）や地域の集まり、施設、事業所等での感染症の予防対策が実施できるよう情報提供や必要物品の調達など進めます。

施策・事業	内 容
感染症予防についての普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する知識の普及のため、自治会や団体、企業等を対象にした出前講座等を活用した学習会や広報等により普及啓発します。 ●感染症早期探知システム（安心ネット）による須高地域の保育所・学校等の欠席者情報を活用し、感染症の早期探知と情報提供・注意喚起を行います。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●県や関係機関と連携し、福祉施設・福祉サービス事業者への必要物品の調達を支援します。

■感染症早期探知システム（安心ネット）

（健康づくり課 地域医療福祉ネットワーク推進室）

国立感染症研究所の感染症情報システムを活用し、近隣の状況をリアルタイムに情報収集し、平時から感染症の予防・拡大を防ぐシステム。

須高地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校等で病欠や発熱、下痢、嘔吐等の症状による欠席者情報の集積を行い、感染症発生時のサインを的確かつ早期に探知し、予防対策に迅速につなげるため、市ホームページや保育園、学校等へのメール配信等により情報提供、注意喚起を行っています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
感染症に関する広報紙への掲載回数	2回	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する情報について広報紙へ掲載することで注意喚起を行います。

■施策 8 見守り・防犯対策の推進

① 防犯対策の充実

子どもたちを犯罪や事故から守るため、学校関係者をはじめ地域の自主防犯活動団体等との連携を深め、見守り等のネットワークを充実します。

高齢者や障がいのある人等が、様々な消費者被害にあわないよう、悪質商法や特殊詐欺等の手口などについて情報提供や相談対応を充実します。

また、過去に罪を犯した人の地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。

施策・事業	内 容
地域での防犯活動や見守り活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における自主的な防犯組織の育成・支援を行うとともに、子どもたちを犯罪や事故の被害から守るための見守り活動を支援します。 ●地域の子どもは、地域で守り育てることを基本として、家庭・地域・学校等が連携し、健全育成事業を推進します。
いじめの起こらない学校・地域の連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、児童センター・児童クラブ、学校、家庭、地域が組織的に連携できる体制の拡充を進めます。 ●PTA、学校運営委員会、地域安全サポーター、育成委員会、民生児童委員協議会、青少年問題協議会などの組織と連携し、いじめが疑われる事例を発見した場合の通報・連絡体制の周知など、早期発見・早期解決のための体制を整えます。
非行を起こさない地域づくりの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●児童青少年育成委員等の地域団体による「あいさつ運動」や「愛の声かけ運動」などの街頭補導巡視活動により、非行を起こさない地域づくりを推進します。 ●関係機関や住民と連携・協力し、子どもたちに有害な環境の浄化に努め、商店等との協力により万引き等の初期型非行の防止に努めます。
消費者被害防止の啓発と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者被害を防止するため、悪質商法や特殊詐欺等のよくある手口について住民に周知します。 ●消費者被害に関する相談や疑問等に対応する消費生活センター・特殊詐欺被害防止センターについて、住民に広く周知するとともに、関係機関との連携による対応の充実に努めます。 ●高齢者等の消費被害を防ぐため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進を行います。

■地域安全サポーター (市民課)

市内各地域において、「安全パトロール」の帽子や腕章を身につけた「地域安全サポーター」が、子どもたちの通学路等の見守り活動を行っています。

また、子どもを狙った凶悪な犯罪を未然に防ぐため、子どもの登下校を見守る活動、あいさつ運動、防犯灯・街路灯を増やす等の犯罪を発生させないまちづくりをすすめる活動を、各地域で実践しています。

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
地域安全サポーターへの加盟	39 団体 (2021 年)	●地域でボランティアにより、子ども達の安心・安全の見守り活動を実施する団体を増します。
みまもるくん通信の配布	年間 4 回	●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に、高齢者のための健康や生活面における暮らしの様々な情報を届ける、みまもるくん通信を充実します。
CAP研修※(人権教育プログラム)の実施	子ども 14 回 保護者 3 回 教職員 3 回	●子ども、保護者、教職員を対象にしたCAP研修を実施し、子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力といった様々な暴力から身を守ることを学び子どもを守る環境整備を進めます。

※Child Assault Prevention 子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラム

■須坂市消費生活・特殊詐欺被害防止センター (市民課)

消費生活に関するさまざまな問題の相談や特殊詐欺・消費者被害の未然防止のため、消費生活・特殊詐欺被害防止センターを設置して、おかしいと感じたり、困ったときの解決に向けてのお手伝いや、他の相談機関の紹介を行っています。

場所：須坂市役所本庁舎 1 階

電話：026-213-7188 (専用電話)

受付：午前 8 時 30 分から午後 5 時

相談内容：悪質商法、契約トラブル、クーリングオフ、多重債務等



(高齢者を見守るマスコット：みまもる君)

② 再犯防止に向けた取り組みの推進【再犯防止推進計画】

令和2年版再犯防止推進白書によると、出所受刑者の2年以内再入率は、低下を続けており、2007年出所者では20.5%であったものが、2017年出所者では16.9%となっています。しかしながら出所受刑者の約4割を占める満期釈放者についての再入率は、2017年出所者では25.4%と、仮釈放者（2017年出所者では10.7%）よりも2倍以上高くなっています。そのため、刑期を終えて釈放された方の再犯をいかに防ぐかが喫緊の課題とされています。

国の再犯防止推進計画（2017年12月15日閣議決定）では、犯罪をした者又は、非行少年もしくは非行少年であった者の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい成育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えている人がいることが指摘されています。

市の再犯防止に向けた取り組みは、再犯防止に関する法律及び国、県の計画や、地域の実情を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できるとともに、住民が犯罪による被害にあうことなく安全で安心して暮らせる地域を目指します。

施策・事業	内 容
啓発活動の推進	●犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の推進に協力し、街頭啓発や作文コンテストを実施します。
県や関係機関と連携した自立に向けた支援	●県や更生保護関係団体等との連携をします。 ●再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援関係者等との連携をします。 ●保護司会や更生保護女性会、更生保護協力事業主会の活動を支援し、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を目指します。
非行を起こさない地域づくりの環境整備【再掲】	●児童青少年育成委員等の地域団体による「あいさつ運動」や「愛の声かけ運動」などの街頭補導巡視活動により、非行を起こさない地域づくりを推進します。 ●関係機関や住民と連携・協力し、子どもたちに有害な環境の浄化に努め、商店等との協力により万引き等の初期型非行の防止に努めます。
薬物乱用対策の推進	●学校教育で、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。
人権啓発の推進【再掲】	●「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例」や「須坂市人権政策推進基本方針」に基づき、家庭や学校、地域団体、職場等と連携を深め、住民相互に人権を尊重し、あらゆる差別をゆるさない社会づくりを進めます。

■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、法務省が主唱し、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとするための全国的な運動です。

毎年7月が強調月間となっています。

全国で、講演会・コンサート・作文コンテスト・映画会・弁論大会・スポーツ大会・街頭パレードなどの活動が行われています。

須高地区でも駅前街頭啓発、講演会、小中学校作文コンテストを実施しています。

■須高地区更生保護サポートセンター（須高地区保護司会）

サポートセンターは、地域における更生保護活動拠点として設置し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関、関係団体との連携による地域でのネットワークづくりを担っています。

開設日は、毎週 月・水・金曜日 午前10時から午後4時

場所：須崎市大字小山字布田 2104-36（須高行政事務組合内） 電話：026 - 285 - 9275

■須高地区保護司会

保護司会は、保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援に当たるほか、矯正施設等から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行っています。

須高地区では32名（内、須崎市では22名）の保護司が活動しています。

■更生保護女性会

更生保護女性会は地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することで、安心・安全に暮らせる地域づくりを目的としたボランティア団体です。

須高地区では84名（内、須崎市では49名）が活動しています。

■更生保護協力事業主会

更生保護協力事業主会は犯罪・非行の前歴等があるために就労が困難である犯罪や非行をした人を、その事情を理解したうえで雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方です。

須高地区では、建設業、サービス業、製造業を中心に73（内、須崎市では49）の事業者が登録を行っています。

また、就労支援事業者機構の就労支援員が、犯罪や非行をした人と協力事業主会との橋渡し役となり、就労の確保に努めています。

■施策9 安心・安全の環境づくり

① バリアフリー化の推進

日常生活での諸活動や交流の場にすべての住民が参加しやすくなるよう、公共公益施設・道路のバリアフリー化と円滑な移動支援を推進します。

施策・事業	内 容
公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がいのある人、妊婦や子育て中の人等すべての住民が、安心して公共施設や民間の公共的施設等を利用できるよう、計画的な施設整備を進めます。 ●高齢者や身体に障がいのある人、妊婦や子育て中の人等が安全に安心して通行できるよう、計画的に道路環境の整備・改良を進めます。
通院、買い物等の移動の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉有償運送について対象者に利用要件等の周知を進めるとともに、ボランティアによる移送や商業者による宅配、乗り合い輸送等、様々な主体による活動や事業を支援します。
公共交通の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の空白・不便な地域での様々な協働の取り組みによる公共交通の改善に向けて協議を進めます。

■福祉移送サービス事業 (須坂市社会福祉協議会)

在宅において、通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援します。

- ◆利用対象者：介護度2以上で日常生活自立度B以上の人、身体障害者手帳1種1級及び1種2級を持つ下肢・体幹・視覚障がいの人
- ◆利用内容：在宅福祉サービス提供施設への通所・入退所、医療機関への通院・入退院
- ◆運行範囲：市内、及び須坂市を発着地とし長野市・中野市・小布施町・高山村の範囲
- ◆利用料金：1回につき2kmまで300円、以降5km毎に100円加算

《具体的な事業の方向》

事業	現状値(2019)	事業の方向
福祉移送サービス事業の利用促進	年間利用 1,400件	●通院等の外出が困難な高齢者や障がい者の外出を支援するため、事業の利用を促進します。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの個性を尊重しあい、相手を思いやって助けあえる心が育まれるよう、高齢者や障がいのある人などだけではなく、最初から多くの人にとって使いやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。物や施設等のハード面でのユニバーサルデザインの整備とともに、地域住民の思いやりによるこころのユニバーサルデザインを目指します。

施策・事業	内 容
こころのユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザインの考え方を多くの人に知ってもらい、広めることで、思いやりにあふれた地域社会、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ●ユニバーサルデザインに関する情報の発信、人材の育成を進めます。
まちづくりのユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●道路や公共施設を整備、改修するときなどは、ユニバーサルデザインに配慮し、できる限り多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。
行政サービスのユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●誰にとっても行政サービスがスムーズに受けられるよう、行政のユニバーサルデザイン化を検討します。 ●公共施設の案内表示や、行政等の発行物などを、誰にとっても利用しやすいものとなるよう工夫します。

第5 計画の推進体制

1 行政における推進体制

地域福祉計画がその目標の実現に向かって着実に進められるよう、行政の各部局が連携し、地域福祉の考え方の周知を図るとともに、市内各地で取り組まれている地域福祉活動の実情や実態に理解を深め、計画の推進と進行管理の体制を整備します。

- ① 行政内の各部局の連携
- ② 市民との共創
- ③ 計画推進体制の整備
- ④ 計画評価ための体制

2 須崎市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、各種福祉サービスを提供する主体であり、更に、地域における福祉活動の推進とネットワークの形成、ボランティア育成等の地域福祉活動の中心的役割を担っています。地域福祉計画においても、地域福祉活動の要として、行政との連携が不可欠であり、地域福祉活動計画の強化・支援を行います。

- ① 社会福祉協議会の活動強化・支援
- ② 地域福祉活動計画「助け合い起こし」の推進

3 関係機関相互の連携促進

地域福祉の推進には、まちづくり等の多方面の要素を含んだ活動の連携と活性化が必要となります。計画目標の実現のために、行政だけではなく、各関係機関・団体等連携を行います。

- ① 地域福祉に関係する組織団体のネットワークの形成
- ② 民間事業者等と連携した福祉サービスの提供
- ③ 民間事業者等と連携した地域福祉活動の推進

4 自助、互助、共助、公助の連携

住民が参加し共創する福祉のまちづくりを実現するためには、住民自らが自立する「自助」、隣近所の助けあいなどによる「互助」、ボランティア団体や各種の団体などによる相互扶助の「共助」、自助を保障し互助や共助を活かす「公助」がそれぞれの役割を担い、相互に連携する地域づくりを進めます。

須坂市地域福祉計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1 須坂市の地域福祉計画を策定するため、須坂市地域福祉計画策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- ① 須坂市地域福祉計画の策定及び推進について意見又は提言を行うこと。
- ② その他必要な事項に関する事項

(組織)

第3 懇談会は、20人以内の委員をもって組織し、学識経験者、各種団体を代表する者、一般市民及び関係行政機関の代表者により構成する。

(会長及び副会長)

第4 懇談会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5 懇談会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第6 懇談会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は会長が定める。

(庶務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

須坂市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	選出母体等		氏名
学識経験者	須坂市区長会	副会長	岸田 修
	須坂市民生児童委員協議会	会長	◎永田 繁江
	須坂市社会福祉協議会	会長	永井 康彦
	須坂市保護司会	会長	小柳 邦義
各種団体代表	須坂市校長会	高甫小学校長	黒岩 龍也
	須坂市保育園連盟	理事	山浦 則彦
	須坂市子ども会育成連絡協議会	会長	山岸 秀樹
	須高医師会	会長	鶴田 崇
	須坂市シニアクラブ連合会	会長	○川上 勝男
	須坂市保健補導員会	副会長	木畑 里美
	長野圏域介護保険事業者連絡協議会須高地区部会	副部会長	佐藤 貴幸
	須坂市身体障害者福祉協会	副理事長	竹前 秀雄
	ときわ会	会長	小山 勝子
	須高地域総合支援センター	所長	関谷 真
	須坂市生活就労支援センター	所長	山岸 衛
	須坂市女性団体連絡協議会	会長	村石 美智子
	長野人権擁護委員協議会須高部会	須高部会長	依田 浩明
公募	公募委員		永井 範明
	公募委員		勝山 史子
行政	健康福祉部長		小林 宇壱

◎会長 ○副会長

- 第1回 2020年10月26日(月)
 - 須坂市地域福祉計画について
 - 地域福祉計画市民意識アンケートについて
- 第2回 2021年2月8日(月)
 - 第3次須坂市地域福祉計画・第4次須坂市地域福祉活動計画素案について
- 第3回 2021年3月(書面協議)
 - 第3次須坂市地域福祉計画・第4次須坂市地域福祉活動計画について

須坂市地域福祉計画策定推進作業班

地域福祉計画の見直しに伴い、それぞれの計画との整合性を図り、市民アンケート実施等により住民ニーズを把握し、地域福祉計画の内容等について検討するため、庁内等の関係機関により「須坂市地域福祉計画策定推進作業班」を組織して検討してきました。

	所 属		職	備 考
1	健康福祉部	福祉課	課長	班長
2			庶務係長	
3			保護支援係長	
4			障害福祉係長	
5		高齢者福祉課	課長	副班長
6			高齢者福祉係長	
7			介護保険係長	
8		地域包括支援センター	地域支援係長	
9			介護予防係長	
10		健康づくり課	保健予防係長	
11	健康支援係長			
12	教育委員会	学校教育課	庶務係長	
13		子ども課	子育て支援係長	
14	社会共創部	人権同和政策課	人権同和政策係長	
15	須坂市社会福祉協議会		助け合い起こし推進係長	
16			助け合い起こし推進係	

- 第1回作業班会議 2020年5月26日(火)
 - 地域福祉計画策定について
- 第2回作業班会議 2020年7月3日(金)
 - 地域福祉計画市民意識アンケート調査項目について
 - 第2次地域福祉計画の振り返りについて
 - 地域福祉計画策定懇談会委員について
- 第3回作業班会議 2020年10月16日(金)
 - 地域福祉計画市民意識アンケート結果について
 - 第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画について
- 第4回作業班会議 2020年11月19日(木)
 - 第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画について
- 第5回作業班会議 2021年1月22日(金)
 - 第3次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画について

用語解説

■ SNS（エヌエヌエス）

SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。広義では、社会的ネットワークを構築できるサービスやウェブサイト全般を指す。狭義には、主に人と人とのつながりを促進するコミュニティ型の会員制サービスと定義される。代表的なサービスとして、FacebookやLinkedIn、Twitter、LINEなどが挙げられる。

■ NPO（エヌピーオー）

Non-Profit Organizationの略で、民間非営利組織などと訳され、自主的・自発的な社会活動を行うことを意味します。「特定非営利活動促進法（NPO法）」では宗教や政治活動を主な目的としない前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

■ 協働

行政、住民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、目的に向かってそれぞれが果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

■ 傾聴ボランティア

苦しみや悩みをじっくり聴いて共感し、ありのままを受け入れるボランティアのこと。相手の心を癒やし、孤独や不安を軽減させる手助けをする。

■ 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、その人の思いやりや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁すること。

■ ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。その従事者がケアマネージャー。

■ ゲートキーパー

自殺を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

■ 高齢化率

行政の統計上、65歳以上の人を「高齢者」と定義し、人口における65歳以上の人の占める割合のこと。

■コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。

■コミュニティスクール

学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

■孤立死

地域社会のつながりを持たない状態で死亡し、その事実が長期間誰にも気づかれなかった状態。家族と一緒に暮らしていても、社会的に孤立しており、周囲に気づかれぬまま死亡し、長期間が経過した場合など。

■サロン

地域で、高齢者や障がい児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、周囲の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域での交流の場をもうけることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざすもの。

■手話奉仕員

聴覚障がい児・者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及手話表現技術を習得した者。

■生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。

■成年後見制度

病気や障がいなどによって判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度のこと。

■地域福祉コーディネーター

住民の日常生活圏域としての小地域を主な活動の場とし、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で解決できない問題を解決していくしくみづくりを進める役割を担う者のこと。

■ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

■ノーマライゼーション

社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方。また、そこから発展して、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方としても使われることがある。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

■バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいっていたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それを取り除くことをいう。

■避難行動要支援者

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人のこと。

■ファミリー・サポート・センター

子育てを手伝ってほしい人と、子育ての手助けができる人がお互いに会員になり、支えあう活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整する機関。

■福祉避難所

避難行動要支援者のために、特別の配慮がされた避難所。施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することが想定されている。

■福祉有償運送

NPO法人などの非営利法人が自動車を使用して、身体障害者や要介護者の移送を行う事業。

■プラットフォーム

つながりを支える「基盤」「土台」「システム」のこと。地域コミュニティを再生するためには、この「プラットフォーム」という考え方が必要だと言われてきている。それは、地域課題、生活課題が行政やボランティア・NPOの単体だけ、あるいはそれらが連携したネットワークだけでは解決が難しい面があり、さまざまな地域資源が一体化した「プラットフォーム」として解決にあたる必要があるからです。

■ヘルプマーク・ヘルプカード

援助や配慮を必要としているが、外見からはわからない方が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせるためのマークやカード

■ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

■要配慮者（要援護者）

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

